



岐阜県

岐阜県労働委員会年誌

(令和6年)

岐阜県労働委員会事務局編

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 岐阜県労働委員会の構成 | 3 |
| 第1節 岐阜県労働委員会委員 | 3 |
| 第2節 あっせん員候補者 | 5 |
| 第3節 事務局 | 5 |
| 第2章 会 議 | 6 |
| 第1節 総会 | 6 |
| 第2節 公益委員会議 | 9 |
| 第3節 諸会議 | 10 |
| 1 連絡協議会 | 10 |
| (1) 全国労働委員会連絡協議会総会 | 10 |
| (2) 中部地区労働委員会連絡協議会総会 | 10 |
| 2 連絡会議 | 11 |
| (1) 全国労働委員会会長連絡会議 | 11 |
| (2) 全国労働委員会事務局長連絡会議 | 11 |
| (3) 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議 | 12 |
| (4) 中部地区労働委員会事務局長連絡会議 | 12 |
| (5) 労働委員会事務局各主管課長会議 | 13 |
| 3 労委労協中部ブロック総会・研修会、命令研究会 | 14 |
| (1) 労委労協中部ブロック総会・研修会 | 14 |
| (2) 労委労協命令研究会 | 14 |
| 4 表彰 | 15 |
| 5 委員研修 | 15 |
| 第3章 不当労働行為事件の審査 | 16 |
| 第1節 不当労働行為事件の概況 | 16 |
| 1 申立件数及び終結区分別 | 16 |
| 2 処理期間の状況等 | 16 |
| 第2節 不当労働行為事件の概要 | 17 |
| 1 審査事件一覧表 | 17 |
| 2 不当労働行為事件別取扱概要 | 19 |
| 第3節 再審査及び行政訴訟 | 31 |
| 1 再審査事件の概要 | 31 |
| 2 行政訴訟事件の概要 | 31 |
| 第4節 救済命令等の確定及び不履行通知 | 32 |
| 1 救済命令等の確定 | 32 |

| | |
|------------------------|-----------|
| 2 救済命令の不履行通知 | 32 |
| 第4章 労働争議の調整 | 33 |
| 第1節 調整事件の概況 | 33 |
| 1 調整方法及び終結区分別 | 33 |
| 2 申請者別 | 34 |
| 3 業種別 | 35 |
| 4 調整事項別 | 36 |
| 5 従業員規模別 | 37 |
| 6 調整回数別 | 38 |
| 7 処理期間の状況等 | 38 |
| 第2節 調整事件の概要 | 39 |
| 1 調整事件一覧表 | 39 |
| 2 調整事件別取扱概要 | 40 |
| 第3節 争議行為予告通知及び実情調査 | 45 |
| 1 争議行為予告通知 | 45 |
| 2 争議行為の実情調査 | 45 |
| 第5章 個別的労使紛争あっせん | 46 |
| 第1節 個別的労使紛争あっせんの概況 | 46 |
| 1 申出件数及び調整回数 | 46 |
| 2 終結区分別 | 46 |
| 3 処理期間の状況等 | 47 |
| 4 調整事項別 | 48 |
| 第2節 個別的労使紛争あっせんの概要 | 49 |
| 1 個別的労使紛争あっせん一覧表 | 49 |
| 2 個別的労使紛争あっせん別取扱概要 | 50 |
| 第6章 労働組合の資格審査 | 53 |
| 1 申請状況 | 53 |
| 2 終結状況 | 53 |
| 第7章 岐阜県労働委員会を取組 | 54 |
| 資料 | 56 |
| 1 歴代委員名簿(第1期～第49期) | 56 |
| 2 歴代事務局長名簿 | 69 |
| 3 付 表 | 71 |
| ○ 不当労働行為事件取扱一覧表 | 71 |

| | |
|--------------------|----|
| ○ 不当労働行為事件命令後の状況 | 73 |
| ○ 再審査・行政訴訟事件一覧表 | 75 |
| ○ 調整事件取扱一覧表 | 79 |
| ○ 個別的労使紛争あつせん取扱一覧表 | 82 |
| ○ 労働組合資格審査取扱一覧表 | 83 |

はじめに

1 令和6年の雇用情勢をみると、全国の有効求人倍率は 1.25 倍(前年に比べて 0.06 ポイント低下)で、県内の有効求人倍率は 1.54 倍(前年に比べて 0.05 ポイント低下)となった。また、全国の完全失業率は 2.5%(前年に比べて 0.1 ポイント低下)となっている。

また、令和6年の労働組合の状況をみると、全国の単一労働組合の労働組合数は 22,513 組合(前年に比べて 276 組合減少)で、県内の労働組合数は 574 組合(前年に比べて 6 組合減少)となった。また、全国の労働組合員数は 991 万 2 千人(前年に比べて 2 万 5 千人減少)で、県内の労働組合員数は 121,408 人(前年に比べて 1,673 人減少)となった。

2 こうした雇用情勢や労働組合の状況の中で、岐阜県労働委員会の活動は次のような状況であった。

(1) 令和6年中に継続した不当労働行為事件の処理状況をみると、5年からの繰越件数が5件(4年から5年の繰越件数3件)、6年中の新規申立件数が6件(5年5件)の合計11件が(同8件)が継続した。このうち、3件(同3件)が終結(取下1件、和解1件、命令1件)し、8件(同5件)が7年に繰り越された。

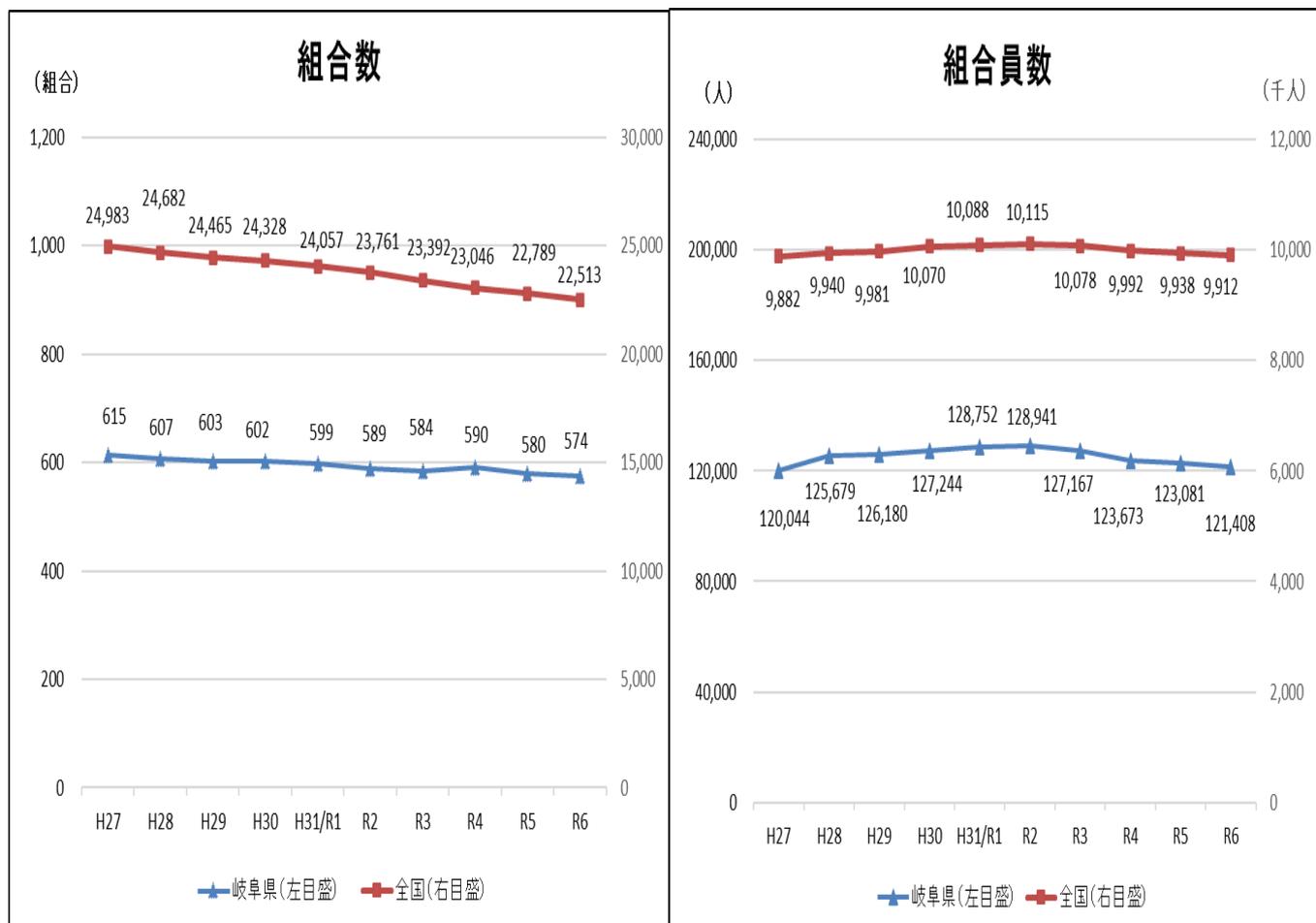
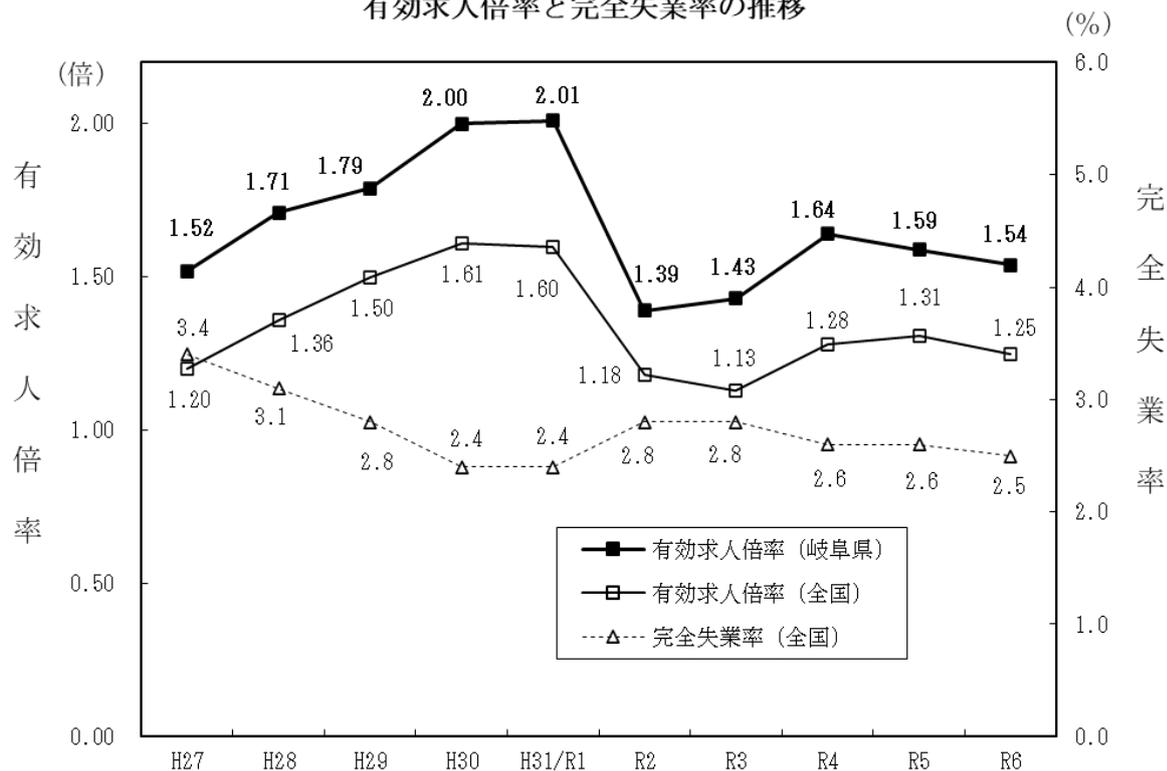
また、岐阜県労働委員会の命令に対して、中央労働委員会に再審査請求がされたものは、0件(同1件)であった。

(2) 令和6年中に継続した調整事件の処理状況をみると、5年からの繰越件数が1件(4年から5年の繰越件数2件)、6年中の新規申請件数が4件(5年1件)の合計5件が(同3件)が継続した。このうち、4件(同2件)が終結(解決2件、打切り1件、取下げ1件)し、1件(同1件)が7年に繰り越された。

(3) 令和6年中に継続した個別的労使紛争あっせんの処理状況をみると、5年からの繰越件数が1件(4年から5年の繰越件数0件)、6年中の新規申出件数が2件(5年1件)の合計3件(同1件)が継続した。このうち、2件(同0件)が終結(打切り1件、不開始1件)し、1件(同1件)が7年に繰り越された。

(参考:総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、「令和6年労働組合基礎調査の概況」、岐阜県「令和6年労働組合基礎調査結果」)

有効求人倍率と完全失業率の推移



第1章 岐阜県労働委員会の構成

第1節 岐阜県労働委員会委員

現第49期の委員は次のとおりで、その任期は令和5年12月24日～令和7年12月23日である。



第49期労働委員会委員

(右上)武藤委員、鈴木委員

(後列)景山委員、今尾委員、一柳委員、村瀬委員、栗本委員、北島委員、大宮委員

(前列)安藤委員、大野委員、浅井会長代理、古田知事、秋保会長、三井委員、筒井委員

(令和5年12月22日任命式の写真(古田知事(当時)と第49期委員))

第 49 期 岐阜県労働委員会委員

| 区分 | 氏 名 | 役 職 | 摘 要 | 備 考 |
|-------|--------|----------------------------|------|--------------------|
| 公益委員 | 秋保 賢一 | 弁護士 | 会 長 | H17.12.24 (10 期目) |
| | 浅井 直美 | 弁護士 | 会長代理 | H23.12.24 (7 期目) |
| | 三井 栄 | 岐阜大学社会システム経営学環教授 | | H23.12.24 (7 期目) |
| | 大野 正博 | 朝日大学法学部教授 | | H25.12.24 (6 期目) |
| | 武藤 玲央奈 | 弁護士 | | R5.12.24 (1 期目) |
| 労働者委員 | 筒井 和浩 | 日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 | | R3.8.18 (※5 期目) |
| | 栗本 理花 | 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 副事務局長 | | H21.12.24 (8 期目) |
| | 北島 あづさ | 岐阜一般労働組合執行委員長 | | H27.12.24 (5 期目) |
| | 鈴木 慎 | UA ゼンセン岐阜県支部長 | | H29.12.24～R6.10.17 |
| | 大宮 満 | JAM東海岐阜県連絡会会長 | | R3.8.18 (3 期目) |
| 使用者委員 | 安藤 正弘 | 一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 | | H27.12.24 (5 期目) |
| | 村瀬 尚子 | 株式会社ソフィア総合研究所 代表取締役社長 | | H28.3.30 (5 期目) |
| | 一柳 正義 | セイノーホールディングス株式会社顧問 | | H29.12.24 (4 期目) |
| | 今尾 任城 | 株式会社イマオコーポレーション 代表取締役社長 | | R3.12.24 (2 期目) |
| | 景山 多美 | 株式会社東海化成常務取締役 | | R3.12.24 (2 期目) |

※過去の勤務実績を合算

第2節 あっせん員候補者

当委員会のおっせん員候補者は、現委員の職にある者に委嘱している。

第3節 事務局

令和6年の組織は次のとおりである。

(令和5年度)

事務局組織

事務局長－審査調整課長－課長補佐(1)－審査調整係長(1)－主査(2)－主任(1)

(令和6年度)

事務局組織

事務局長－審査調整課長－審査調整係長(1)－主査(2)－主任(2)－主事(2)

第 2 章 会 議

第 1 節 総 会

令和6年の開催概況は次のとおりである(原則 毎月第2火曜日に開催)。

| 開催年月日 (回 別) | 出席委員 | | | 議 題 |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| | 公益 | 労働 | 使用 | |
| R6.1.9 (第 1014 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1012 回定例総会議事録の承認について 2 第 1013 回臨時総会議事録の承認について 3 岐労委令和5年(調)第1号争議あっせんについて(申請報告) 4 労働争議の実情調査報告について |
| R6.2.13 (第 1015 回) | 秋保 浅井 三井 大野 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 | 1 第 1014 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 3 岐労委令和5年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 6 岐労委令和5年(調)第1号争議あっせんについて(経過報告) 7 岐労委令和6年(調)第1号争議あっせんについて(申請報告) 8 岐労委令和5年(個調)第1号労使紛争について(終結報告) |
| R6.3.12 (第 1016 回) | 秋保 浅井 三井 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1015 回定例総会議事録の承認について 2 岐阜県労働委員会の運営に関する内規の改正について 3 岐労委令和5年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和5年(調)第1号争議あっせんについて(終結報告) 6 岐労委令和6年(調)第1号争議あっせんについて(経過報告) 7 争議行為の予告通知について |
| R6.4.9 (第 1017 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1016 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 3 岐労委令和5年(不)第3号不当労働行為事件について(終結報告) 4 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 8 岐労委令和6年(調)第1号争議あっせんについて(終結報告) |

| 開催年月日 (回 別) | 出席委員 | | | 議 題 |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---|
| | 公益 | 労働 | 使用 | |
| R6.5.21 (第 1018 回) | 秋保 浅井 三井 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1017 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 3 岐労委令和5年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和3年(不)第2号不当労働行為事件について(再審査最終報告) 5 争議行為の実情調査報告について |
| R6.6.11 (第 1019 回) | 秋保 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1018 回定例総会議事録の承認について 2 第 386 回公益委員会議について 3 岐労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 6 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(申立報告) |
| R6.7.9 (第 1020 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1019 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 3 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(申立報告) |
| R6.8.20 (第 1021 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1020 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 3 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 6 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 7 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(申立報告) 8 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(申立報告) 9 岐労委令和6年(調)第2号争議あっせんについて(申請報告) 10 岐労委令和6年(調)第3号争議あっせんについて(申請報告) 11 岐労委令和6年(個調)第1号労使紛争について(申出報告) |
| R6.9.10 (第 1022 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1021 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第1号不当労働行為事件について(最終報告) 3 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告) 6 岐労委令和6年(調)第3号争議あっせんについて(経過報告) |

| 開催年月日 (回 別) | 出席委員 | | | 議 題 |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| | 公益 | 労働 | 使用 | |
| R6.10.8 (第 1023 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 鈴木 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1022 回定例総会議事録の承認について 2 岐労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 3 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(申立報告) |
| R6.11.12 (第 1024 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1023 回定例総会議事録の承認について 2 第 388 回公益委員会議について 3 岐労委令和5年(不)第5号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和6年(不)第1号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和6年(不)第3号不当労働行為事件について(経過報告) 6 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 7 岐労委令和6年(不)第5号不当労働行為事件について(申立報告) 8 岐労委令和6年(調)第2号争議について(経過報告) 9 岐労委令和6年(調)第3号争議について(経過報告) 10 岐労委令和6年(調)第4号争議について(申請報告) |
| R6.12.10 (第 1025 回) | 秋保 浅井 三井 大野 武藤 | 筒井 栗本 北島 大宮 | 安藤 村瀬 一柳 今尾 景山 | 1 第 1024 回定例総会議事録の承認について 2 第 389 回公益委員会議について 3 岐労委令和5年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 4 岐労委令和6年(不)第2号不当労働行為事件について(経過報告) 5 岐労委令和6年(不)第4号不当労働行為事件について(経過報告) 6 岐労委令和6年(調)第3号争議について(終結報告) 7 岐労委令和6年(調)第4号争議について(経過報告) 8 岐労委令和6年(個調)第2号労使紛争について(申出報告) 9 争議行為の予告通知について |

第 2 節 公益委員会議

令和 6 年に開かれた公益委員会議の概況は次のとおりである。

| 開催年月日 (回別) | 出席委員 | 議 題 |
|-----------------------|--|---|
| R6.5.21 (第 386 回) | 秋保、浅井、 三井、武藤 < 参与委員※ > 筒井、大宮 今尾、景山 ※意見陳述後退室 | 不当労働行為事件に係る参与委員の意見陳述、組合資格審査 及び第1回合議について 1 参与委員の意見陳述 2 組合資格審査 3 第1回合議 (岐労委令和 5 年(不)第 2 号不当労働行為事件) |
| R6.9.10 (第 387 回) | 秋保、浅井、 三井、大野、 武藤 | 救済命令の不履行について (岐労委令和 5 年(不)第 2 号不当労働行為事件) |
| R6.10.16 (第 388 回) | 秋保、浅井、 三井、大野、 武藤 | 第 49 期労働者補欠委員候補者推薦に係る労働組合資格審査 について(申請組合:3 組合) |
| R6.11.12 (第 389 回) | 秋保、浅井、 大野、武藤 < 参与委員 > 筒井、村瀬、 一柳 | 不当労働行為事件に係る参与委員の意見陳述について (岐労委令和 5 年(不)第 5 号不当労働行為事件) |

第3節 諸会議

令和6年の連絡協議会及び各連絡会議は次のとおりである。

1 連絡協議会

(1) 全国労働委員会連絡協議会総会

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|---|-----|--|
| R6.11.14～15 〔浅井、三井 筒井、大宮 安藤、景山 局長、係長〕 | 東京都 | 1 講演「近年における労働裁判例の動向」 (講師:前中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏) 2 退職代行等の営利企業が主目的と疑われる労働 組合に対する資格審査申請の対応について (北海道・東北ブロック公労使提案) 3 審査の迅速化に向けた取組について (中労委提案) 4 若年層に向けた労働委員会の取組の周知につ いて (近畿ブロック公労使提案) 5 次期運営委員指名 |

(2) 中部地区労働委員会連絡協議会

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|---------------------------------|-----|--|
| R6.10.24～25 〔秋保、筒井 今尾、担当〕 | 石川県 | 1 カスタマーハラスメントに係るあっせん、労働相談に ついて (富山県提案) 2 就業規則の変更等に係る労働組合との交渉手続 きをめぐる紛争について (三重県提案) 3 テレワークに関連する個別労働紛争について (福井県提案) 4 長年継続してきた労使慣行の遵守について (石川県提案) 5 不当労働行為事件における和解又は命令による 解決の判断について (愛知県提案) |

2 連絡会議

(1) 全国労働委員会会長連絡会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|---|-----|---|
| R6.6.14 秋保、浅井 局長、課長 係長、担当 他職員1名 | 岐阜県 | 1 講演 「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性―名古屋自動車学校(再雇用)事件・最一小判令 5・7・20 ―」 (講師:東京大学大学院政治学研究科教授 東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子氏) 2 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて (中労委提案) |

(2) 全国労働委員会事務局長連絡会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|------------------------------------|-----|--|
| R6.6.13 局長、課長 係長、担当 他職員2名 | 岐阜県 | 1 議事「審査状況等について」 (説明:中労委事務局審議官(審査担当)) 2 議事「調整事件等の概況について」 (説明:中労委事務局審議官(調整、企画広報担当)) 3 議事「その他」 (説明:中労委事務局) 4 DX の進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあ っせん手続の取組 (岐阜県提案) 5 労働委員会と労働局の連携について (中労委提案) 6 今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務 の位置づけについて (中労委提案) |

(3) 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|--|--------------------|---|
| R6.5.7 〔秋保、浅井 三井、大野 武藤、局長 課長、係長 担当〕 | 岐阜県 (Web 開催) | 1 労働委員会が発出する命令書について (富山県提案) 2 証人等出頭命令に関する各県の事例等について (三重県提案) 3 講演「不当労働行為審査の留意点」 (講師:中央労働委員会会長代理(明治大学法学 部教授) 山川 隆一 氏) |

(4) 中部地区労働委員会事務局長連絡会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|-----------------|--------------------|---|
| R6.5.15 〔局長〕 | 愛知県 (Web 開催) | 1 自己紹介 2 年間スケジュールの確認 |
| R6.9.6 〔局長〕 | 愛知県 (Web 開催) | 1 ブロック会議の開催の合理化について (継続議題) 2 中部地区労働委員会事務局長連絡会議の年2回 開催について (愛知県提案) |

(5) 労働委員会事務局各主管課長会議

○ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|------------------|-----|---|
| R6.10.29 (課長) | 東京都 | 1 中間収入の控除について (報告:広島県、宮城県、福岡県、新潟県) 2 併合事件について (報告:茨城県、京都府) 3 中労委の民事訴訟のIT化への対応について等 (報告:中労委) |

○ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|------------------|-----|---|
| R6.10.28 (課長) | 東京都 | 1 調整事務の運営について (中労委) 2 都道府県労働委員会からの事例報告 (報告:愛知県、奈良県) 3 都道府県労働委員会からの業務報告 (報告:秋田県、三重県、熊本県) |

○ 中部地区労働委員会事務局審査調整主管課長会議

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|-----------------|-----------------------|---|
| R6.7.26 (課長) | 富山県 (ハイブリッド 開催) | 1 不当労働行為救済申立事件の記者発表について (石川県提案) 2 ユニオン・ショップ協定の存続に必要な過半数要件に関する調整や審査の事例について (福井県提案) 3 「あっせん申請書の写し」の取扱いについて (三重県提案) 4 荷主である親会社(製造業)を相手方として、親会社のグループに属する運輸会社の組合から、あっせん申請を行うことについて (三重県提案) |

3 労委労協中部ブロック総会・研修会、ブロック幹事会、命令研究会

(1) 労委労協中部ブロック総会・研修会、ブロック幹事会

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|----------------------------------|-----|---|
| R6.2.9 (鈴木) | 福井県 | 労委労協 中部ブロック 2024 年幹事会 1 報告・確認事項 ・労委労協及び中部ブロックに関する事項 2 議事事項 (1) 2023 年度中部ブロック会計報告 (2) 2024 年度中部ブロック 2024 年度予算(案) (3) 労委労協中部ブロック 2024 年度会費納入 (4) 2024 年度中部ブロック総会・研修会 (5)2024 年「月間労委労協」会員寄稿 (6)中部ブロック 2025 年度日程 |
| R6.5.9 (筒井、栗本 北島、鈴木 大宮) | 福井県 | 総会 1 中央報告 2 各県報告 3 労委労協中部ブロック 2023 年度活動報告 4 労委労協中部ブロック 2023 年度会計報告 5 労委労協中部ブロック 2024 年度活動計画(案) 6 労委労協中部ブロック 2024 年度予算(案) 研修会 講演「セクシャルハラスメントについて」 (講師:弁護士・福井県労働委員会会長代理 川村 一司 氏) |

(2) 労委労協命令研究会

| 開催年月日 (出席者) | 場所 | 議題等 |
|-----------------------------|-----------------|--|
| R6.1.18 (栗本、北島 鈴木、大宮) | 一部 ウェブ 会議 | テーマ:「非典型就労における労働者性の判断について」 報告者:竹村 和也 弁護士 |
| R6.7.11 (筒井、北島 大宮) | 一部 ウェブ 会議 | テーマ:「広緑会(第2)不当労働行為事件 (福岡県労委令和3年(不)第12号)」 報告者:高田 章男 福岡県労委労働者委員 |
| R6.10.17 (栗本) | 一部 ウェブ 会議 | テーマ:「学研エデュケーショナル不当労働行為事件 (東京都労委令和3年(不)第82号)」 報告者:北 健一 東京都労委労働者委員 |

4 表彰

・鈴木慎元労働者委員の労働委員会委員退任にあたり、永年職務に精励し、労働委員会制度の発展に功労があったとして、厚生労働大臣感謝状が贈呈された。

・北島あづさ労働委員、安藤正弘使用者委員、村瀬尚子使用者委員の3名が、労働委員会委員として多年公共の福祉の増進に寄与し、功績顕著であるとして、令和6年度岐阜県各界功労者表彰（令和6年5月3日）を受けた。

5 委員研修

毎年、中央労働委員会等の主催により、任命後2年以内の新任委員向けの研修が実施されている。また、平成28年度より、個別紛争処理制度に関する専門能力向上を図るための研修が実施されることとなった。

令和6年の委員研修の参加実績は次のとおりである。

○令和6年度公労使委員合同研修

令和6年9月5、6日

・出席者 武藤玲央奈委員

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

令和6年に当委員会が取り扱った不当労働行為事件の状況等は次のとおりとなっている。

1 申立件数及び終結区分別

令和6年に取り扱った事件は、前年より繰り越された5件及び新規に申し立てられた6件の計11件となっており、8件が翌年に繰り越しとなっている。

第1表 申立件数及び終結区分一覧表

(件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|------|------|------|
| 前年より繰越 | 2 | 3 | 5 |
| 新規申立 | 4 | 5 | 6 |
| 取扱件数 | 6 | 8 | 11 |
| 終 結 | 3 | 3 | 3 |
| 命 令 | | 1 | 1 |
| 却 下 | | | |
| 和 解 | 2 | 1 | 1 |
| 取 下 げ | 1 | 1 | 1 |
| 翌年に繰越 | 3 | 5 | 8 |

2 処理期間の状況等

当委員会の「審査期間の目標」は、1年3か月(平成27年7月～)としている。

なお、審査の計画においては、個々の事案に応じ、極力迅速に解決すべく努力している。

令和6年に終結した事件は3件で、その期間の状況は次のとおりである。

第2表 処理期間の状況一覧表

| 事件番号 | 申立年月日 | 終結年月日 | 処理日数 | 終結区分 |
|------|---------|---------|------|------|
| 5-1 | R5.4.7 | R6.8.19 | 501日 | 取下げ |
| 5-2 | R5.5.9 | R6.6.20 | 409日 | 全部救済 |
| 5-3 | R5.7.24 | R6.3.18 | 239日 | 関与和解 |

第2節 不当労働行為事件の概要

1 審査事件一覧表

(令和5年繰越)

| 事件 番号 | 申立者 | 業種 | 従業 者数 | 請求する救済内容 | 終結状況 | 審査委員 |
|----------|---------|-------------|----------|---------------------------------------|---------|----------------------|
| | 申立年月日 | | | | 終結年月日 | 参与委員 |
| 5-1 | 労働組合 | 建設業 | 不明 | 1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交と掲示 | 取下げ | ◎浅井、三井 |
| | R5.4.7 | | | | R6.8.19 | (労)北島、鈴木 (使)安藤、一柳 |
| 5-2 | 労働組合 | 運輸業、 郵便業 | 不明 | 1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交 | 全部救済 | ◎秋保、浅井 |
| | R5.5.9 | | | | R6.6.20 | (労)筒井、大宮 (使)今尾、景山 |
| 5-3 | 労働組合 | サービス業 | 20 | 1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交 | 関与和解 | ◎大野、平野※、 武藤※ |
| | R5.7.24 | | | | R6.3.18 | (労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳 |
| 5-4 | 労働組合 | 建設業 | 不明 | 1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交 | 係属中 | ◎三井、秋保 |
| | R5.7.24 | | | | | (労)栗本、鈴木 (使)安藤、景山 |
| 5-5 | 労働組合 | 製造業 | 216 | 1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 謝罪文の手交と掲示 | 係属中 | ◎秋保、三井 |
| | R5.9.7 | | | | | (労)筒井、鈴木 (使)村瀬、一柳 |

(令和6年)

| 事件 番号 | 申立者 | 業種 | 従業 者数 | 請求する救済内容 | 終結状況 | 審査委員 |
|----------|----------|-------|----------|---|-------|----------------------|
| | 申立年月日 | | | | 終結年月日 | 参与委員 |
| 6-1 | 労働組合 | サービス業 | 不明 | 1 原職復帰・バックペイ 2 配転命令の撤回 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の手交 | 係属中 | ◎大野、武藤 |
| | R6.6.7 | | | | | (労)北島、大宮 (使)安藤、今尾 |
| 6-2 | 労働組合 | 情報通信業 | 132 | 1 配転命令の撤回 2 団体交渉の応諾 | 係属中 | ◎武藤、大野 |
| | R6.7.5 | | | | | (労)筒井、栗本 (使)村瀬、景山 |
| 6-3 | 労働組合 | サービス業 | 不明 | 1 原職復帰・バックペイ 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の手交と掲示 | 係属中 | ◎秋保、浅井 |
| | R6.7.24 | | | | | (労)栗本、北島 (使)村瀬、今尾 |
| 6-4 | 労働組合 | 製造業 | 30 | 1 不利益取扱いの撤回 2 団体交渉の応諾 3 陳謝文の手交と掲示 | 係属中 | ◎浅井、大野 |
| | R6.7.24 | | | | | (労)筒井、大宮 (使)安藤、一柳 |
| 6-5 | 労働組合 | 製造業 | 8,981 | 1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の掲示 | 係属中 | ◎秋保、武藤 |
| | R6.10.31 | | | | | (労)栗本、田中 (使)一柳、景山 |
| 6-6 | 労働組合 | 建設業 | 25 | 1 団体交渉の応諾 2 陳謝文の手交と掲示 | 係属中 | ◎浅井、三井 |
| | R6.12.10 | | | | | (労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳 |

◎印……審査委員長

※印……令和5年12月23日まで平野委員担当、令和5年12月24日から武藤委員担当

2 不当労働行為事件別取扱概要

○5-1 不当労働行為事件

| | |
|-------------|---------|
| ・申立年月日 | R5.4.7 |
| ・終結年月日 | R6.8.19 |
| ・終結状況 | 取下げ |
| ・申立～終結までの日数 | 501日 |

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員と被申立人との賃金問題に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 浅井
審査委員 三井
参与委員 (労)北島、鈴木
(使)安藤、一柳

令和5年4月7日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回実施したところ、申立人と申立人組合員が協力共同して事件に取り組むことができなくなったとの理由により、令和6年8月19日、申立人から取下書の提出があり事件は終結した。

○5-2 不当労働行為事件

| | |
|-------------|---------|
| ・申立年月日 | R5.5.9 |
| ・終結年月日 | R6.6.20 |
| ・終結状況 | 全部救済 |
| ・申立～終結までの日数 | 409日 |

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員と被申立人との賃金問題に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交

2 審査の状況

審査委員長 秋保
審査委員 浅井
参与委員 (労)筒井、大宮
(使)今尾、景山

令和5年5月9日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回、審問を2

第2 認定した事実

当委員会が認定した事実は以下のとおりである。証拠の引用のないものは、当事者間において争いがなく、審査の全趣旨から認められる事実又は当委員会に顕著な事実である。

なお、以下の記述において、疎甲第○号証のことを「甲○」、第○回審問期日の調書のことを「審○」とそれぞれ略すこととする。

1 当事者

(1) 組合

組合は、平成23年1月4日に結成された労働組合であり、本件結審時の組合員数は、192名である。

(2) 会社

会社は、平成24年3月22日に設立された貨物取次事業等を目的とする株式会社である。

2 本件申立てまでの経緯

(1) A2組合員の退職等

ア 令和2年9月1日、A2組合員は、期間を同日から令和3年8月31日までとする契約により会社に雇用された。雇用契約書では、賃金の支払いは毎月末日締め、翌月末日払いとなっていた。

イ 会社は、令和2年12月末日払い分の賃金を支払わなかった。

ウ 令和3年1月6日、A2組合員は、会社を退職した。

エ 会社は、令和3年1月末日払い分の賃金を支払わず、以後A2組合員に対し賃金を支払わなかった。

オ A2組合員は、令和3年3月6日に組合に加入するも、同年6月に組合を脱退し、令和4年2月12日に組合に再加入した。

(2) 「223文書」の送付

令和4年2月23日、組合は会社に対して、A2組合員に対する令和2年12月末日払い分の賃金、令和3年1月末日払い分の賃金及び同年2月末日払い分の賃金(以下これらを「本件未払賃金」という。)の支払い等を求める書面(以下「223文書」という。)を内容証明郵便で送付した。同書面は、同月24日に配達された。

(3) 令和4年3月29日の法人登記所在地への訪問

令和4年3月29日、A3書記長(以下「A3書記長」という。)は、法人登記上の本店所在地(以下「会社所在地」という。)にあるビルの1階東端の部屋を訪問したところ、会社所在地にはC1社(以下「別会社」という。)の事務所が存在していた。別会社の代表取締役(以下「別会社代表」という。)に会社について質問をしたところ、別会社代表は、会社の事務所は会社所在地に存在しておらず、営業もしていないと述べた。

また、別会社代表は、A3書記長が来訪したことを会社のB代表取締役(以下「B代表」という。)に伝えると述べた。

(4) 令和4年11月1日の団交

令和4年11月1日、組合と会社は、C2施設にて223文書の内容にかかわる団交を行った。組合側はA3書記長が、会社側はB代表が出席した。

この団交において、会社は、「総額500000円の支払いを毎月20000円で支払います。以上を定案(ママ)します。」と記載された書面を組合に交付した。なお、同書面は、B代表が口頭で述べた提案についてA3書記長が書面化することを求め、B代表がこれに応じて署名したものと認められる。B代表でなければ分からないはずのメールアドレスが記載されていることやA3書記長の証言に照らして同書面はB代表の自署によると認めるのが相当である。

組合は会社に対して、この提案への回答をメールにてすることを約束した。

(5) 「119修正提案」の提示

令和4年11月9日、組合は会社に対して、同月1日の会社の提案について初回のみを2万円の数倍の金額に変更すればその提案を受け入れることを、メールにて提案(以下「119

修正提案」という。)した。同月10日以降、会社は、119修正提案に対し、何ら応答していない。

(6) 令和5年3月20日の別会社への訪問

令和5年3月20日、A3書記長は、別会社を訪問した。A3書記長は、会社に対して119修正提案への回答及びA2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交を求める書面を、対応した別会社社員に手渡し、B代表に渡すように依頼した。対応した別会社社員は、B谷代表が別会社従業員で就労していることを肯定した。

(7) 令和5年4月3日の団交申入れから本件申立てに至る経緯

ア 令和5年4月3日、組合は、名宛人を「C1社 B」、宛先を会社所在地とした同日付書面を内容証明郵便で送付した。同書面は、会社のB代表に対してA2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交を申し入れるとともに、7日以内に団交応諾の意思表示をするように求めたものであった。同書面は、同月4日に配達された。

イ 令和5年4月4日以降、会社は組合からの申入れに対し、何ら応答していない。

ウ 令和5年5月9日、組合は、本件申立てを行った。

3 本件審査手続の状況

(1) 本件申立てから調査開始前までの状況

本件申立てを受け、令和5年5月17日、当委員会が会社のB代表に架電したところ、B代表は「今はたついているため、落ち着いたら連絡するとA3さんに伝えてもらいたい。」と話した。同月23日、B代表に再度架電したところ、B代表は「まだ電話をしていない。5月中くらいには電話する。」と話した。

以降、当委員会はB代表と電話連絡が取れなくなった。

(2) 会社の調査期日出席状況

当委員会は、令和5年9月26日、11月29日に調査期日を、令和6年1月25日、3月14日に審問期日を設けたが、会社はいずれの期日も欠席した。

(3) 会社の書面提出状況

当委員会は、令和5年5月23日の電話以降、同年11月29日の調査期日までの間、複数回にわたりB代表に架電するとともに、会社所在地宛てに書面を配達証明郵便で送付する方法により答弁書の提出を求めた。

また、会社が調査期日に欠席した際は、次回期日の出席及び答弁書の提出を促すとともに、もしも審査手続に参加しない場合には不利益を受ける可能性がある旨を記載した書面を配達証明郵便で送付した。会社は、いずれの書面も受領したが、当委員会からのこれらの連絡に対して一切応答せず、本件の審査手続を通じて答弁書、準備書面、書証等を一切提出しなかった。

4 本件申立て以降の状況

令和5年9月25日、組合はB代表に対し、あらためてA2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交を申し入れ、かつ、翌日の調査期日への出席を要請するメールを送信したが、会社はこれに対し、何ら応答しなかった。

第3 争点についての当事者の主張及び当委員会の判断

1 当事者の主張

(1) 組合の主張

令和5年4月3日付けの書面にて、会社に対して、A2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交開催の応諾を求めており、その応諾の意思を組合に対して7日以内に連絡することを要求している。

この書面については、日本郵便株式会社西春郵便局が4月4日に別会社に就労しているB代表に配達したことを証明している。

以上より、4月4日に、組合が、会社に対して、応諾義務のある交渉事項について団交開

催を申し入れ、その応諾の連絡を求めたことは立証されている。

組合が求めている交渉事項は団交に応ずるべき事項であるにも関わらず、会社は、団交に応ずる意思を示しておらず、何らの連絡もしてきていない。

この状態は不当労働行為に該当する。

(2) 会社の主張

会社は、調査・審問に全く出席せず、何らの主張立証も行っていない。

2 当委員会の判断

(1) 令和5年4月3日付け団交申入れ及びこれに対する会社の対応について

ア 本件団交申入れが会社に到達しているか否か

上記第2の2(7)で認定したとおり、令和5年4月3日、組合は、名宛人を「C1社 B」とした上で、A2組合員に対する本件未払賃金を交渉事項とする団交の申入れを内容証明郵便として郵送しており(以下「本件団交申入れ」という。)、同内容証明郵便については、同月4日に配達された旨の配達証明書が存在する。

本件団交申入れについては、内容証明郵便の名宛人が「C1社 B」とされてはいるものの、文中には「X組合は、Y社の代表取締役である貴方に、この未払賃金を交渉事項とする団体交渉開催を申し入れます。」と記載されている一方、A2組合員と別会社との間に雇用関係があったとは認められないし、B代表が別会社の代表取締役であったとも認められないから組合が別会社に対して団交申入れをしたものでないことは明白である。

同内容証明郵便の名宛人を「C1社 B」と表記した理由について、A3書記長は、「このBさんがこのC1社で働いていると。そこに時々顔を出されるという。C1社に対して、私がいろいろと訪問している経過の中で分かった情報なんです、そこに送るしかないということなので、そこに送ったと。ここに下手にY社とか書くと、この文書が変なふうどこかへ行ってしまいかいという可能性もあるかもしれないので、とにかくB氏個人に働いている場所を特定して伝わり、そういうことにしたという経過です。」と証言している。同証言によれば、組合としては、B代表のいわゆる居所として別会社を表示したに過ぎず、あくまでも会社に対して本件団交申入れをしようとしたものと認めるのが相当である。

しかるに上記第2の2(3)及び同(6)で認定した経緯に照らして、A3書記長が、本件団交申入れがB代表に送達される可能性が高い方法として、名宛人を上記のとおり表記したことについてはそれなりの合理性があると認められるし、そもそも組合から見てB代表との連絡が困難となる状況を作出したのは会社側であると認めるのが相当であるからこのような方法で本件団交申入れをしたことが不相当であったとは認められない。

そして、同内容証明郵便については、受取人を「C1社 B」とする郵便物等配達証明書が発行されていること、上記第2の3(1)で認定したB代表の「落ち着いたら連絡するとA3さんに伝えてもらいたい。」との発言に照らせば、B代表が本件団交申入れの事実を認識していたと推認されることから、特段の事情のない限り、本件団交申入れはB代表のもとに送達され、その内容をB代表が認識したものと認めるのが相当である。

イ 本件団交申入れに対する会社の対応

上記のとおり、本件団交申入れは、会社に送達されたと認められるところ、組合が本件団交申入れにおいて7日以内に団交応諾の意思表示をするように求めているのに対して、期限までに会社から応諾の意思表示はなされなかった。応諾の意思表示がなかっただけでなく、そもそも応答自体がなされておらず、その後も上記第2の4で認定したとおり、何ら応答がないまま推移したものと認められる。

(2) 本件団交事項が義務的団交事項に該当するか否か

ア 本件団交申入れに至る経緯

上記第2の2(1)で認定したとおり、会社とA2組合員の間には雇用契約が締結されていたところ、会社はA2組合員に対し令和2年12月末日払い分以降の賃金、すなわち本件未払賃金を支払っておらず、これに対し、組合は、同(2)で認定したとおり、223文書をもってそ

の支払いを求めていたと認められる。

そして上記第2の2(4)で認定したとおり、令和4年11月1日に開催した団交において、会社は総額50万円を毎月2万円の分割支払いすることを提案したと認められる。

イ 令和4年11月1日に会社から提案された50万円の趣旨

令和4年11月1日の団交において会社から提案された50万円の趣旨について、A3書記長は、「(略)すぐにB氏のほうから、先ほどB氏が書いた文書(中略)その内容のことをB氏が口頭で私に言ってきたと。で、それについて私が組合としてどういうふうに対応するかと、そういう話にすぐ入ったという経過だというふうに記憶しています。」と証言している。また、A3書記長は、50万円という金額について「十分計算はできておりませんでした。ただし、20万円とちょっとぐらいは最低1か月分でもあるだろうという感触はもっていましたので、50万円と出されるとき、そのとき自身もそれ相応の金額なのかなあと、そんなような感触は持ったなというところでしょうか。」と証言している。

上記アに述べた経緯及び上記A3書記長の証言に照らして、令和4年11月1日に会社から提案された50万円は本件未払賃金に充当する趣旨であったと認めるのが相当である。

ウ 令和4年11月1日の団交の結果及びその後の経緯

上記第2の2(4)で認定したとおり、組合は会社からの上記提案に対して後日メールで回答する旨を述べた。

その後、上記第2の2(5)で認定したとおり、令和4年11月9日、組合は上記提案について、初回支払方法を修正することを内容とする119修正提案をB代表のメールアドレス宛てに送信したが、このメールが戻ってきたとか送信エラーになった等の事実があったとは認められないからB代表に届いていると認めるのが相当である。

しかるに会社から119修正提案に対する応答はなかった。

エ 小括

以上のとおり、本件団交申入れは、A2組合員に対する本件未払賃金の支払方法を団交事項とするものであって義務的団交事項に関するものであったと認められるし、令和4年11月1日の団交時に会社側の提案によって妥結したわけでも決裂したわけでもなく、当然に同一事項についてさらに団交が行われることが予定されていたと認められる。

(3) 団交拒否と正当理由

ア 団交拒否があったか否か

組合は、119修正提案に対して会社から応答がなかったことを受け、上記第2の2(7)で認定したとおり、本件団交申入れに至ったことが認められ、本件団交申入れがB代表に送達されたにもかかわらず、会社から何ら応答がなかったことも前記認定のとおりである。

そうすると会社は、本件団交申入れに対して、その応諾を拒否したものと認めざるを得ない。

イ 団交拒否の正当理由が認められるか否か

上記認定のとおり、会社は、本件団交申入れに対して、これに応じることができないとか、あるいはこれに応じる必要がない等の理由を一切示していない。会社は、本件調査及び審問の手段を通じて団交拒否について正当な理由がある旨の主張・立証を全く行っておらず、本件関係各証拠に照らしてもそのような正当な理由があると推認できるような事情は何ら存在しない。

したがって、本件団交申入れに会社が応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に該当するものと認められる。

(4) 結論

以上のとおり、本件団交申入れは、B代表に送達されていると認められるところ、本件団交申入れはA2組合員に対する本件未払賃金の支払方法に関するものであって義務的団交事項に該当するにもかかわらず、また、その応諾を拒否し得る正当理由が存在しないにもかかわらず、会社は応諾を拒否したものであるから労組法第7条第2号の不当労働行為に該当す

議を 1 回実施したところ和解が成立し、令和 6 年 3 月 18 日、申立人から取下書の提出があり事件は終了した。

○5-4 不当労働行為事件

| |
|------------------------|
| ・申立年月日 R5.7.24 ・係属中 |
|------------------------|

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の未払賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交

2 審査の状況

審査委員長 三井
審査委員 秋保
参与委員 (労)栗本、鈴木
(使)安藤、景山

令和 5 年 7 月 24 日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 5 回、審問を 1 回実施した。事件はなお係属中である。

○5-5 不当労働行為事件

| |
|-----------------------|
| ・申立年月日 R5.9.7 ・係属中 |
|-----------------------|

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、中央労働委員会における令和5年2月13日付けの和解のとおり、被申立人と申立人との間において締結された労働協約、とりわけユニオンショップ協定が有効であることを前提に、それを遵守し、従業員の組合への加入を妨害してはならない。
- (2)被申立人は、ユニオンショップ協定が有効であることを前提に、労働協約に関する団体交渉に誠実に応じなければならない。
- (3)謝罪文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 秋保
審査委員 三井
参与委員 (労)筒井、鈴木
(使)村瀬、一柳

令和 5 年 9 月 7 日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を 4 回、審問を 2

回実施した。事件はなお係属中である。

○6-1 不当労働行為事件

| | |
|----------|---------|
| ・申立年月日 | R6.6.7 |
| ・追加申立年月日 | R6.7.24 |
| ・係属中 | |

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の割増賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交
【追加申立て】
- (3)被申立人は、組合員に対する令和6年6月27日付けの配転命令を撤回しなければならない。
- (4)被申立人は、組合員に対する令和6年7月7日付けの自己都合退職処理を撤回し、同組合員を原職に復帰させなければならない。
- (5)被申立人は、組合員に対して、原職に復帰するまでの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する損害遅延金を支払わなければならない。

2 審査の状況

審査委員長 大野
審査委員 武藤
参与委員 (労)北島、大宮
(使)安藤、今尾

令和6年6月7日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を3回実施した。事件はなお係属中である。

○6-2 不当労働行為事件

| | |
|----------|----------|
| ・申立年月日 | R6.7.5 |
| ・追加申立年月日 | R6.11.20 |
| ・係属中 | |

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人が申し入れた団体交渉の内容について、誠実に交渉しなくてはならない。
【追加申立て】
- (2)被申立人は、組合員に対する令和6年11月11日付けの配転命令を撤回しなければならない。

2 審査の状況

審査委員長 武藤

審査委員 大野
参与委員 (労)筒井、栗本
(使)村瀬、景山

令和6年7月5日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。
事件はなお係属中である。

○6-3 不当労働行為事件

| |
|------------------------|
| ・申立年月日 R6.7.24 ・係属中 |
|------------------------|

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、団体交渉で約束した、申立人所属の組合員と被申立人との雇用関係等に係る文書回答を直ちに行わなければならない。
- (2)被申立人は、組合員に対する解雇を撤回し、同組合員を原職に復帰させなければならない。
- (3)被申立人は、組合員に対して、原職に復帰するまでの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する損害遅延金を支払わなければならない。
- (4)被申立人は、組合員に対して通告した試用期間の延長を撤回しなければならない。
- (5)被申立人は、申立人との団体交渉に応じなければならない。
- (6)謝罪文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 秋保
審査委員 浅井
参与委員 (労)栗本、北島
(使)村瀬、今尾

令和6年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。
事件はなお係属中である。

○6-4 不当労働行為事件

| |
|------------------------|
| ・申立年月日 R6.7.24 ・係属中 |
|------------------------|

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員に対する昇給及び夏季一時金支給における差別待遇を改めなければならない。
- (2)被申立人は、組合員に対し肉体的精神的苦痛を与える嫌がらせをしてはならない。
- (3)被申立人は、昇給及び夏季一時金に関する団体交渉において、回答や主張の根拠を具体的に説明し、必要な資料を提示するなど、誠実な交渉を行わなければならない。
- (4)被申立人は、労働環境に関する団体交渉において、主張を具体的に説明するなど、誠実な

交渉を行わなければならない。
(5)陳謝文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 浅井
審査委員 大野
参与委員 (労)筒井、大宮
(使)安藤、一柳

令和6年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を2回実施した。事件はなお係属中である。

○6-5 不当労働行為事件

| |
|-------------------------|
| ・申立年月日 R6.10.31 ・係属中 |
|-------------------------|

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人が申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- (2)謝罪文の掲示

2 審査の状況

審査委員長 秋保
審査委員 武藤
参与委員 (労)栗本、田中
(使)一柳、景山

令和6年10月31日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、当事者双方に事務局調査を実施した。事件はなお係属中である。

○6-6 不当労働行為事件

| |
|-------------------------|
| ・申立年月日 R6.12.10 ・係属中 |
|-------------------------|

1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の令和6年夏季賞与に関する団体交渉を、正当な理由なく拒否してはならない。
- (2)陳謝文の手交と掲示

2 審査の状況

審査委員長 浅井

審査委員 三井
参与委員 (労)北島、大宮
(使)村瀬、一柳

令和6年12月10日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、申立人に事務局調査を実施した。事件はなお係属中である。

第3節 再審査及び行政訴訟

1 再審査事件の概要

都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたとき、労働組合若しくは労働者又は使用者は、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる(労働組合法第27条の15)。

令和5年8月31日に発出した岐労委令和3年(不)第2号事件の救済命令に対して、同年9月14日、被申立人は中央労働委員会へ再審査を申し立てていたが、令和6年4月26日に和解が成立した。

2 行政訴訟事件の概要

都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたとき、労働組合又は労働者は6か月以内に、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをしない場合に限り30日以内に、それぞれ裁判所へ救済命令等の取消しの訴えを提起することができる(行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項)。

令和6年に当委員会を被告とする行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

第4節 救済命令等の確定及び不履行通知

1 救済命令等の確定

救済命令等の交付を受けた当事者が、再審査の申立てをせず、取消しの訴えを提起しないときは、当該救済命令等は確定する。

- (1) 令和5年に当委員会が救済命令を発出した岐労委令和3年(不)第2号事件は再審査の申立てがなされていたが、令和6年に和解が成立したため、初審命令は失効した。
- (2) 令和6年に当委員会が救済命令を発出した岐労委令和5年(不)第2号事件は、両当事者から再審査の申立てはなく、被申立人から命令取消しの訴えの提起がなかったため、救済命令は確定した。

2 救済命令の不履行通知

使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる(労働組合法第27条の13第2項)。

使用者が確定した救済命令等に従わないとして、令和6年に当委員会が裁判所に通知した事件は1件である。

| 事件番号 | 命令した救済内容 | 命令不履行の内容 | 使用者に対する | | 裁判所への通知年月日 | 裁判所の決定 |
|------|----------|----------|---------|---------|------------|------------------------|
| | | | 命令交付年月日 | 命令確定年月日 | | |
| 5-2 | 団体交渉応諾 | 団体交渉応諾 | R6.6.20 | R6.7.24 | R6.9.10 | R6.12.4 過料100万円に処する |

第4章 労働争議の調整

第1節 調整事件の概況

令和6年に当委員会が取り扱った調整事件の状況は次のとおりとなっている。

1 調整方法及び終結区分別

令和6年に取り扱った事件は、「あっせん」のみで5件となっている。また、終結区分別でみると、「解決」が2件、「打切り」が1件、「取下げ」が1件となっている。

第1表 調整方法区分別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|
| 前年から繰越 | 1 | 2 | 1 |
| 新規申請 | 6 | 1 | 4 |
| 取扱件数 | 7 | 3 | 5 |
| あ っ せ ん | 7 | 3 | 5 |
| 調 停 | | | |
| 仲 裁 | | | |
| 終 結 | 5 | 2 | 4 |
| 解 決 | 1 | 2 | 2 |
| 打 切 り | 3 | | 1 |
| 取 下 げ | | | 1 |
| 不 開 始 | 1 | | |
| 翌年に繰越 | 2 | 1 | 1 |

2 申請者別

申請者別でみると、労働組合からの申請が5件となっている。

第2表 申請者別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|
| 労働組合 | 5 | 2 | 5 |
| 使用者 | 2 | 1 | |
| 双 方 | | | |
| 計 | 7 | 3 | 5 |

3 業種別

業種別でみると、「建設業」が1件、「運輸業・郵送業」が1件、「医療、福祉」が1件、「サービス業」が2件となっている。

第3表 業種別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------------------|------|------|------|
| 製 造 業 | 2 | | |
| 食 料 品 | | | |
| 織 維 工 業 | | | |
| 木 材 ・ 木 製 品 | | | |
| パルプ・紙・紙加工品 | | | |
| 窯業・土石製品 | | | |
| 金 属 製 品 | 1 | | |
| はん用機械器具 | | | |
| 業務用機械器具 | | | |
| その他の製造業 | 1 | | |
| 建 設 業 | | | 1 |
| 情 報 通 信 業 | | | |
| 運 輸 業 、 郵 便 業 | | | 1 |
| 卸 売 業 、 小 売 業 | | | |
| 学術研究、専門・技術 サービス業 | | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1 | | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | | |
| 教育、学習支援業 | | | |
| 医 療 、 福 祉 | | | 1 |
| サ ー ビ ス 業 | 3 | 2 | 2 |
| そ の 他 の 産 業 | 2 | 1 | |
| 計 | 8 | 3 | 5 |

※業種が1事件で2項目以上に該当する場合があるため、取扱事件数とは一致しない。

4 調整事項別

調整事項別でみると、「賃金等」が6件、「経営又は人事」が2件、「団交促進」が1件となっている。

第4表 調整事項別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------------|-----------|------|------|------|
| 取 扱 件 数 | | 7 | 3 | 5 |
| 組合承認・組合活動 | | | | |
| 協約締結・全面改定 | | | | |
| 協約効力・解釈 | | | | |
| 賃 金 等 | 賃 金 増 額 | 1 | | |
| | 一 時 金 | | | 2 |
| | 諸 手 当 | 2 | | 2 |
| | その他賃金関係 | 4 | 1 | 1 |
| | 退職一時金・年金 | 1 | | |
| | 解雇手当・休業手当 | | 1 | 1 |
| 労 働 条 件 | 労 働 時 間 | | | |
| | 休 日 ・ 休 暇 | | | |
| | 作業方法の変更 | | | |
| | 定 年 制 | | | |
| | その他の労働条件 | | | |
| 経 営 又 は 人 事 | 事業廃止・事業縮小 | | | |
| | 企業合併・営業譲渡 | | | |
| | 人 員 整 理 | | | |
| | 配 置 転 換 | | | |
| | 解 雇 | 1 | | 2 |
| | その他経営・人事 | 1 | | |
| 福 利 厚 生 | | | | |
| 団 交 促 進 | | 3 | 1 | 1 |
| 事 前 協 議 制 | | | | |
| そ の 他 | | 2 | | |
| 計 | | 15 | 3 | 9 |

※「区分」は、都道府県労働委員会状況報告要領第20号様式の「11. 調整事項」の区分による。調整事項が1事件で2項目以上に該当する場合があるため、取扱件数とは一致しない。

5 従業員規模別

従業員の規模別で見ると、「50 人未満」が 3 件、「100 人～299 人」が 1 件、「500 人～999 人」が 1 件となっている。

第 5 表 従業員規模別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 50 人未満 | 4 | 2 | 3 |
| 50 人 ～ 99 人 | | | |
| 100 人 ～ 299 人 | | | 1 |
| 300 人 ～ 499 人 | | | |
| 500 人 ～ 999 人 | | 1 | 1 |
| 1,000 人以上 | 1 | | |
| 不 明 | 1 | | |
| 計 | 6 (※) | 3 | 5 |

※労働争議の当事者双方が同じであり、具体的事実が相互に関連している事件について、当該 2 事件を 1 件として計上

6 調整回数別

調整回数別でみると、調整 1 回が 2 件、調整 2 回が 1 件、調整 3 回が 1 件、翌年に繰越が 1 件となっている。

第 6 表 調整回数別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 不開始・指名*前打切り | 1 | | |
| 指名*後の取下げ | | | |
| 1 回 | 1 | | 2 |
| 2 回 | 2 | 2 | 1 |
| 3 回 | 1 | | 1 |
| 計 | 5 | 2 | 4 |
| 1 件当たりの平均回数 | 2 | 2 | 2 |
| 翌年に繰越 | 2 | 1 | 1 |

※「指名」とは、調整員の指名をいう。

7 処理期間の状況等

当委員会の「処理期間の目標」は、申請から終結まで 50 日(平成 27 年 7 月～)としている。

第 7 表 処理期間の状況一覧表

| 事件番号 | 申請年月日 | 終結年月日 | 調整回数 | 処理日数 | 終結区分 |
|------|----------|----------|------|-------|-------------|
| 5-1 | R5.12.13 | R6.3.4 | 1 回 | 83 日 | 解決(あっせん案受諾) |
| 6-1 | R6.1.15 | R6.4.1 | 1 回 | 78 日 | 取下げ |
| 6-2 | R6.7.19 | R6.12.11 | 3 回 | 146 日 | 解決(あっせん案受諾) |
| 6-3 | R6.8.1 | R6.12.6 | 2 回 | 128 日 | 打切り |

第2節 調整事件の概要

1 調整事件一覧表 (令和5年繰越)

| 事件 番号 | 申請者 | 業種 | 組合員数※1 | 調整事項 | 調整 年月日 | 終結区分 | 調整員 |
|----------|----------|-------|-------------|-----------------------------------|-----------|-----------------|-------------------------|
| | 申請年月日 | | 従業者数 | | | 終結年月日 | |
| 5-1 | 労働組合 | サービス業 | 約188 (1) | (あつせん) 休業手当の支給及び適 正な算出方法の要求 | R6.3.4 | 解決 (あつせん案受諾) | (公)武藤 (労)栗本 (使)今尾 |
| | R5.12.13 | | 約630 | | | R6.3.4 | |

※組合員数欄の()は当該事業所内での組合員数

(令和6年)

| 事件 番号 | 申請者 | 業種 | 組合員数※1 | 調整事項 | 調整 年月日 | 終結区分 | 調整員 |
|----------|----------|-------------|------------|------------------------------------|--------------------------------|-----------------|-------------------------|
| | 申請年月日 | | 従業者数 | | | 終結年月日 | |
| 6-1 | 労働組合 | 運輸業、 郵便業 | 7 (7) | (あつせん) 年末一時金の支給加算 及び職種格差の説明 | R6.3.7 | 取下げ | (公)武藤 (労)筒井 (使)安藤 |
| | R6.1.15 | | 24 | | | R6.4.1 | |
| 6-2 | 労働組合 | サービス業 | 51 (1) | (あつせん) 解雇の撤回及び未払賃 金の支払 | R6.9.26 R6.11.7 R6.12.11 | 解決 (あつせん案受諾) | (公)秋保 (労)大宮 (使)景山 |
| | R6.7.19 | | 約200 | | R6.12.11 | | |
| 6-3 | 労働組合 | 建設業 | 230 (1) | (あつせん) 残業代及び夏季賞与の 支払と団体交渉の開催 | R6.9.27 R6.12.6 | 打切り | (公)浅井 (労)北島 (使)一柳 |
| | R6.8.1 | | 26 | | R6.12.6 | | |
| 6-4 | 労働組合 | 医療、福祉 | 5 (5) | (あつせん) 雇用維持及び賃金保障 と不利益取扱いの禁止 | R6.12.11 | 係属中 | (公)武藤 (労)筒井 (使)今尾 |
| | R6.10.15 | | 26 | | | | |

※組合員数欄の()は当該事業所内での組合員数

2 調整事件別取扱概要
(令和5年繰越)

| | | | |
|-----------------------|---|---|-------------|
| 事件番号 | 5-1 | | |
| 調整区分 | あっせん | | |
| 業種 | サービス業 | | |
| 申請者 | 労働組合 | | |
| 申請年月日 | R5.12.13 | | |
| 従業員数 | 組合員数 | 約 630 名 | 約 188(1)名 ※ |
| 調整事項 | ・休業手当額の支給及び適正な算出方法の調整 | | |
| 主張の対立点 | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社から4月30日に契約解除通告があったが、その後の会社側との協議において、雇用継続について合意された。 ・新たな派遣先紹介がなく失業状態となった12日間について、労働基準法第26条に基づく休業手当の支払いを求める。 ・当時組合員が派遣されていた会社への派遣期間満了後の別会社への派遣勤務までの期間は休業期間である。 | |
| | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・組合員との協議において、条件付き契約延長の提案をするも条件が満たされなかったため、期間満了による派遣労働者との雇用関係終了と考える。 ・解決金として社内の独自算出に基づく休業手当相当を支払う。 ・4月30日に翌月末で契約終了の通告を行ったので休業には当たらない。 | |
| 調整経過 | <p>令和6年1月29日にあっせん員を指名し、同年3月4日に第1回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、解決金について双方の譲歩があったことから、あっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。</p> <p>【あっせん案(要旨)】</p> <p>1 被申請者は、本件あっせんの解決金として金〇円を、組合員が合意のうえで申請者が指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。</p> <p>2 申請者及び組合員は、令和〇年〇月〇日の雇用契約期間満了をもって被申請者との雇用関係が終了したことを認め、本件の争議についてはすべて解決済みとする。</p> | | |
| 終結年月日 (申請～終結までの日数) | 結果 | R6.3.4 (83) | 解決 |
| 争議行為の形態 | なし | | |
| 調整員 | 調整回数 | (公) 武藤 (労) 栗本 (使) 今尾 | 1回 |

※()は当該事業所内での組合員数

(令和6年)

| | | | |
|-----------------------|------|--|---|
| 事 件 番 号 | | 6-1 | |
| 調 整 区 分 | | あ っ せ ん | |
| 業 種 | | 運輸業、郵便業 | |
| 申 請 者 | | 労 働 組 合 | |
| 申 請 年 月 日 | | R6.1.15 | |
| 従業員数 | 組合員数 | 24名 | 7(7)名 ※ |
| 調 整 事 項 | | 年末一時金の支給加算及び職種格差の説明 | |
| 主張の対立点 | | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社の財務状況は、無借金経営で現金預金として約1億7460万円があり、年末一時金の支給ベースが事務職に比べ低いトラック運転手及び整備員に対し、別途4万円を一律支給を求める ・職種により年末一時金の支給ベースが違う理由について説明を求める。 ・個人間で必要な差を設けるならば客観的な基準を示す必要がある。 |
| | | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度上半期決算の経常利益は464万円の赤字であった。会社としての精いっぱい令和5年夏と同等まで出すことだった。 ・職種による支給ベースの違いについては、過去の前例を踏襲したものであり、今回は変更しない。 ・運転手同士なら同等ベースになってきている。事務職の金額が高いのは多く支払っている2名のウェイトが大きい。 ・一時金の支給は職種別ではなく個人で決まっている。職種ごとに基準化することについて問題意識はあるが、具体的な考えまでは思い至っていない。 |
| 調 整 経 過 | | 令和6年1月25日にあっせん員を指名し、同年3月7日に第1回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、年末一時金の加算額について、期日間に団体交渉が行われ、合意に至り、解決したため、取り下げられた。 | |
| 終結年月日 (申請～終結までの日数) | 結 果 | R6.4.1 (78) | 取下げ |
| 争議行為の形態 | | な し | |
| 調 整 員 | 調整回数 | (公) 武藤 (労) 筒井 (使) 安藤 | 1回 |

※()は当該事業所内での組合員数

| | | | |
|-----------------------|------|---|--|
| 事 件 番 号 | | 6-2 | |
| 調 整 区 分 | | あ っ せ ん | |
| 業 種 | | サービス業 | |
| 申 請 者 | | 労 働 組 合 | |
| 申 請 年 月 日 | | R6.7.19 | |
| 従業員数 | 組合員数 | 約 200 名 | 51(1)名 ※ |
| 調 整 事 項 | | 解雇の撤回及び未払賃金の支払 | |
| 主張の対立点 | | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・組合員の解雇(雇止め)を撤回し、就労時間の短縮や配置転換等の措置を講じることを要求する。 ・タイムカードでは始業約1時間前に出勤している。出勤簿ではなく、タイムカードに基づいた残業代の支払いを要求する。 ・被服代金の自己負担を見直し、相当額の支払いを求める。 |
| | | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の企業の受注減に伴い、組合員も含めて複数名のパート従業員の契約延長をしないことに決定している。 ・会社の指示ではなく、組合員が勝手に早出出勤しており、時間外勤務とは認められない。 ・被服代金の負担については検討する。 |
| 調 整 経 過 | | <p>令和6年8月19日にあっせん員を指名し、同年9月26日に第1回あっせんに、同年11月7日に第2回あっせんに、同年12月11日に第3回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行ったところ、解決金について被申請者の譲歩があったことから、あっせん案を提示したところ、労使双方から受諾の回答が得られ、解決となった。</p> <p>【あっせん案(要旨)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被申請者は、本件あっせんの解決金として金〇円を、組合員が合意のうえで申請者が指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。 2 申請者及び組合員は、令和〇年〇月〇日の雇用契約期間満了をもって被申請者との雇用関係が終了したことを認め、本件の争議についてはすべて解決済みとする。 3 清算条項 4 秘密保持条項 | |
| 終結年月日 (申請～終結までの日数) | 結 果 | R6.12.11 (146) | 解決 |
| 争議行為の形態 | | な し | |
| 調 整 員 | 調整回数 | (公) 秋保 (労) 大宮 (使) 景山 | 3 回 |

※()は当該事業所内での組合員数

| | | | |
|-----------------------|------|--|---|
| 事 件 番 号 | | 6-3 | |
| 調 整 区 分 | | あ っ せ ん | |
| 業 種 | | 建 設 業 | |
| 申 請 者 | | 労 働 組 合 | |
| 申 請 年 月 日 | | R6.8.1 | |
| 従業員数 | 組合員数 | 26 名 | 230(1)名 ※ |
| 調 整 事 項 | | 残業代及び夏季賞与の支払と団体交渉の開催 | |
| 主張の対立点 | | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・課長職に昇進したが、会社の経営方針や人事に携わることがないため、残業代を支給すべきである(現状は手当3万円のみ)。 ・昨年度の夏季賞与は約40万円が支給された。夏季賞与の支払いを要求する。 ・形式的に団体交渉に応じているが、会社側にあまりにも回答する姿勢が見られない。 |
| | | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・残業代について、法的に支払うべきものは支払うが、不労時間を明らかにする必要がある。 ・夏季賞与の支給日直前に団交申し入れがあり、組合員への支給を停止。金額は、勤務成績等を勘案して代表取締役が決定する。 ・弁護士がいない場で誤った回答を避けるために、組合の要求事項を聞いて回答を差し控えるよう助言をした。第2回団体交渉では、組合からの要求事項に対し、会社として法に則り支払うべきものは支払うと回答した。 |
| 調 整 経 過 | | <p>令和6年8月29日にあっせん員を指名し、同年9月27日に第1回あっせんを、同年12月6日に第2回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行った。</p> <p>あっせん員から労使双方に説諭するも、残業代について訴訟が提起され、夏季賞与を巡る双方の主張にも大きな隔たりがあり、これ以上あっせんを継続しても解決の見込みがないと判断されたため、打ち切りとなった。</p> | |
| 終結年月日 (申請～終結までの日数) | 結 果 | R6.12.6 (128) | 打ち切り |
| 争議行為の形態 | | な し | |
| 調 整 員 | 調整回数 | (公) 浅井 (労) 北島 (使) 一柳 | 2 回 |

※()は当該事業所内での組合員数

| | | | |
|----------------------------------|---------|---|--|
| 事 件 番 号 | | 6-4 | |
| 調 整 区 分 | | あ っ せ ん | |
| 業 種 | | 医 療、福 祉 | |
| 申 請 者 | | 労 働 組 合 | |
| 申 請 年 月 日 | | R6.10.15 | |
| 従 業 員 数 | 組 合 員 数 | 26 名 | 5(5)名 ※ |
| 調 整 事 項 | | 雇 用 維 持 及 び 賃 金 補 償 と 不 利 益 取 扱 い の 禁 止 | |
| 主 張 の 対 立 点 | | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・別事業所での雇用継続を認められたのに、現事業所の休止以降勤務表が提示されず、残務処理をしている。 ・現事業所の休止に伴い、夜勤が出来ず収入が減少(△4~5万円/月)しているため、賃金保障を求める。 ・理事長から、団体交渉や日常の職員面談等の場で組合を敵視した不当な言動を受けている。 |
| | | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の休止後は、残務処理と自宅待機(勤務扱い)とした。自宅待機扱いとしたのは、受け入れ体制を整えるためだった。 ・別事業所で11月1日より雇用を継続した。 ・賃金保障について、事業所休止期間分の夜勤手当を支払うことはできない(夜勤に従事していないため)。 ・組合側の主張は、組合側の都合の良い部分のみを切り取っている。 |
| 調 整 経 過 | | 係 属 中 | |
| 終 結 年 月 日 (申 請 ~ 終 結 までの 日 数) | 結 果 | 係 属 中 | |
| 争 議 行 為 の 形 態 | | な し | |
| 調 整 員 | 調 整 回 数 | (公) 武藤 (労) 筒井 (使) 今尾 | - 回 |

※()は当該事業所内での組合員数

第3節 争議行為予告通知及び実情調査

1 争議行為予告通知

令和6年の労働関係調整法第37条に基づく争議行為予告通知は、次のとおりとなっている。

| 番号 | 通知者 (所在地) | 受付 年月日 | 争議事項 | 争議行為 予定日 | 争議行為 実施場所 | 実情調査 の有無 |
|-----|----------------------------------|-----------|--|----------------|------------------------|-------------|
| 6-1 | 岐阜県民主医療機 関連会 労働組合 (岐阜市) | R6.3.4 | ベースアップ 年間一時金の増額 看護部門等の増員 各種手当の新設または増額 など | R6.3.25 以降 | 岐阜市北山 みどり病院 他4か所 | 有 |
| 6-2 | 岐阜県民主医療機 関連会 労働組合 (岐阜市) | R6.11.11 | 年間一時金の増額 看護部門等の増員 各種制度の新設または改善 など | R6.11.25 以降 | 岐阜市北山 みどり病院 他3か所 | 有 |

2 争議行為の実情調査

令和6年の労働委員会規則第62条の2に基づく争議行為の実情調査は、次のとおりとなっている。

| 番号 | 業種 | 争議の目的 (調査事項) | 調査開始 年月日 | 調査終了 年月日 | 備考 |
|-----|-------|--|-------------|-------------|------|
| 6-1 | 医療、福祉 | ベースアップ 年間一時金の増額 看護部門等の増員 各種手当の新設または増額 など | R6.3.25 | R6.5.10 | 自主解決 |
| 6-2 | 医療、福祉 | 年間一時金の増額 看護部門等の増員 各種制度の新設または改善 など | R6.11.26 | 調査 係属中 | — |

第5章 個別的労使紛争あつせん

第1節 個別的労使紛争あつせんの概況

令和6年に当委員会が取り扱った個別的労使紛争あつせんの状況は次のとおりとなっている。

1 申出件数及び調整回数

申出のあつた紛争は2件となっている。なお、調整回数は1回となっている。

第1表 申出件数及び調整回数一覧表 (件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|------|------|------|
| 前年から繰越 | 0 | 0 | 1 |
| 申出件数 | 2 | 1 | 2 |
| 調整回数 | 1 | 0 | 1 |

2 終結区分別

終結が2件、翌年繰越が1件となっている。

第2表 終結区分別取扱件数一覧表 (件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|------|------|------|
| 前年から繰越 | 0 | 0 | 1 |
| 新規申出 | 2 | 1 | 2 |
| 取扱件数 | 2 | 1 | 3 |
| 終 結 | 2 | 0 | 2 |
| 解決 | 1 | | |
| 打切り | | | 1 |
| 取下げ | | | |
| 不開始 | 1 | | 1 |
| 翌年に繰越 | 0 | 1 | 1 |

3 処理期間の状況等

当委員会の「処理期間の目標」は、申出から終結まで 30 日(平成 27 年 7 月～)としている。

第 3 表 処理期間の状況一覧表

(件)

| 事件番号 | 申出年月日 | 終結年月日 | 処理日数 | 終結区分 |
|------|---------|---------|------|------|
| 5-1 | R5.12.1 | R6.1.24 | 55 | 不開始 |
| 6-1 | R6.7.22 | R6.9.30 | 71 | 打切り |
| 6-2 | R6.12.4 | - | - | - |

4 調整事項別

調整事項別でみると、「経営または人事」が1件（「その他経営又は人事」1件）、「賃金等」が3件（「賃金未払い」1件、「退職一時金」1件、「諸手当」1件）、「職場の人間関係」が2件となっている。

第4表 調整事項別取扱件数一覧表

(件)

| 区 分 | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------------------------|---------------|------|------|------|
| 取 扱 件 数 | | 2 | 1 | 2 |
| 経 営 又 は 人 事 | 解 雇 | 1 | | |
| | 配置転換、出向・転籍 | | | |
| | 復 職 | | | |
| | 懲 戒 処 分 | | | |
| | 退 職 | | | |
| | 勤務延長、再雇用 | | | |
| | その他経営又は人事 | | | 1 |
| 賃 金 等 | 賃 金 未 払 い | 1 | | 1 |
| | 賃 金 増 額 | | | |
| | 賃 金 減 額 | | | |
| | 一 時 金 | | | |
| | 退 職 一 時 金 | | | 1 |
| | 解雇・休業手当 | | | |
| | 諸 手 当 | | | 1 |
| | そ の 他 賃 金 | | | |
| 労 働 条 件 等 | 年 金 | | | |
| | 労 働 契 約 | | | |
| | 休 日 ・ 休 暇 | | | |
| | 年 次 有 給 休 暇 | | | |
| | 育 児 ・ 介 護 休 業 | | | |
| | 時 間 外 労 働 | | | |
| | 安 全 ・ 衛 生 | | | |
| | 福 利 ・ 厚 生 制 度 | | | |
| | 社 会 ・ 労 働 保 険 | | | |
| そ の 他 | | | | |
| 職 場 の 人 間 関 係 (パワハラなど) | | | 1 | 2 |
| そ の 他 | | | | |
| 計 | | 2 | 1 | 6 |

(注) 調整事項が1事件2項目以上に該当する場合があるため、取扱事件数とは一致しない。

第2節 個別的労使紛争あつせんの概要

1 個別的労使紛争あつせん一覧表

| 事件 番号 | 申出者 | 業種 | あつせん事項 | あつせん 年月日 | 終結状況 | あつせん員 |
|----------|---------|-------|---|-------------|------------------|-------------------------|
| | 申出年月日 | | | | 終結年月日 | |
| 5-1 | 労働者 | 社会福祉 | ・パワハラに伴う精神的苦痛に対する補償 | - | 不開始 (R6.1.24) | - |
| | R5.12.1 | | | | | |
| 6-1 | 労働者 | 経済団体 | ・パワハラ等に関する職員の処分と謝罪 ・人事考課の再実施及び講評 ・諸手当の支給見直し | R6.9.30 | 打切り (R6.9.30) | (公)武藤 (労)筒井 (使)今尾 |
| | R6.7.22 | | | | | |
| 6-2 | 労働者 | サービス業 | ・退職金の満額支給 ・精神的苦痛に対する補償 ・未払残業代の支払い | - | 係属中 | (公)浅井 (労)筒井 (使)安藤 |
| | R6.12.4 | | | | | |

2 個別的労使紛争あっせん別取扱概要

| | | | |
|-----------------------|---------------------|---|-----|
| 事 件 番 号 | 5-1 | | |
| 業 種 | 社会福祉 | | |
| 申 出 者 | 労働者 | | |
| 申 出 年 月 日 | R5.12.1 | | |
| 従 業 員 数 | 9 名 | | |
| 紛 争 内 容 | 職場のパワハラによる精神的苦痛への補償 | | |
| 当事者の 主 張 | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の職員からパワハラを受けて抑うつ状態となり、8月下旬から出勤できなくなった。 ・休職中は休業手当を受給できなかったため、傷病手当金を受給していた。 ・会社からパワハラに関する調査報告書を受け取ったが、担当者より、「パワハラについては、あったともなかったとも言えないというのが会社の判断である。」という回答があった。 | |
| | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・会社としては、申し出者が主張する事実はないため、あっせんを受けることはできない。 | |
| あっせん経過 | | - | |
| 終結年月日 (申出～終結までの日数) | 結 果 | R6.1.24 (55 日) | 不開始 |
| あっせん員 | あっせん 回 数 | - | - 回 |

| | | | |
|-----------------------|--|--|------|
| 事 件 番 号 | 6-1 | | |
| 業 種 | 実業団体 | | |
| 申 出 者 | 労働者 | | |
| 申 出 年 月 日 | R6.7.22 | | |
| 従 業 員 数 | 11 名 | | |
| 紛 争 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラ等に関する職員の処分と謝罪 ・人事考課の再実施及び講評 ・諸手当の支給見直し | | |
| 当事者の主張 | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・一方的に役職を解かれて2階級降格となった。 ・事務局長からパワハラを受けた。重い処分を希望する。できなければ、損害賠償請求する。過ちを認識し、詫びて欲しい。 ・人事考課について何の説明もないまま、職務手当（人事考課結果により支給額が異なる。）が支給された。評価が低い理由を説明してほしい。 ・○手当の支給対象業務の範囲を広げ、支給対象者を増やすべきだ。提案に対する回答がない。 | |
| | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理職ではなくなったが、給料は減額していない。 ・申出者は何をしても意見が返ってくるので、職場内でつい大声になることがある。 ・評価結果の講評はやらなければならないと認識している。評価者が委縮しないような方法を検討中。 ・○手当の支給対象となる業務の範囲は、簡単に広げられるものではない。支給したい職員に支給していると言われるのは心外だ。 | |
| あっせん経過 | <p>令和6年8月2日にあっせん員を指名し、同年9月30日に第1回あっせんを行い、労使双方の主張の調整を行った。</p> <p>あっせん員から労使双方に説諭するも、労使双方の事実の認識に大きな隔たりがあり、これ以上あっせンを継続しても解決の見込みがないと判断されたため、打ち切りとなった。</p> | | |
| 終結年月日 (申出～終結までの日数) | 結 果 | R6.9.30 (71 日) | 打ち切り |
| あっせん員 | あっせん 回 数 | (公)武藤 (労)筒井 (使)今尾 | 1回 |

| | | | |
|-----------------------|---|---|-----|
| 事 件 番 号 | 6-2 | | |
| 業 種 | サービス業 | | |
| 申 出 者 | 労働者 | | |
| 申 出 年 月 日 | R6.12.4 | | |
| 従 業 員 数 | 770 名 | | |
| 紛 争 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職金の満額支給 ・精神的苦痛に対する補償 ・未払残業代の支払い | | |
| 当事者の主張 | 労 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1四半期に納品した売上を第2四半期に計上されたことで、報奨金が減額された。理由を書面で出すよう求めたら、自分を悪者にした情報が広まり、居場所がなくなっていった。 ・増員を巡る部長との面談時、パワハラ発言を受けた。その際、退職するから退職金満額と給料2か月分を支給するよう伝えしたが、満額支給されなかった。 ・退職届には自己都合と書いたが、原因は会社にある。 ・在籍時、冬は除雪作業があり、朝時半から出勤していた。その分の残業代を求めても、地域性で処理された。 ・タイムカードを上司が勝手に押したり、自宅に社用 PC を持って帰って仕事をして、残業代が払われないことがあった。 | |
| | 使 | <ul style="list-style-type: none"> ・売上を巡るトラブルについて、申出者や事業所名を明かした上で誤った情報が流布した事実はない。 ・部長のパワハラ発言について、調査した結果、精神的苦痛を生じさせるような発言だったとまでは言えなかった。 ・部長との面談時に、退職金満額と2か月分の支給を求められた記録はない。 ・退職の申出を受けて、会社として引き留めたものの、申出者が退職届を置いて行った。 ・除雪作業は、上長が指示したものではなく記録もないが、弁護士相談の結果、数万円を支払う予定でいる。 ・そのほかの残業代について、記録もなく支払いようがない。 | |
| あっせん経過 | | - | |
| 終結年月日 (申出～終結までの日数) | 結 果 | - | 係属中 |
| あっせん員 | あっせん回数 | (公)浅井 (労)筒井 (使)安藤 | - 回 |

第6章 労働組合の資格審査

令和6年に当委員会が取り扱った労働組合の資格審査の状況は次のとおりとなっている。

1 申請状況

令和6年に取り扱った件数は11件となっている。また、申請理由別にみると、不当労働行為に伴うものが8件、委員推薦に伴うものが3件となっている。

第1表 申請理由別一覧表

(件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------|------|------|------|
| 前年より繰越 | 2 | 3 | 5 |
| 新規申請 | 5 | 8 | 6 |
| 取扱件数 | 7 | 11 | 11 |
| 不当労働行為救済申立 | 6 | 8 | 8 |
| 委員推薦 | | 3 | 3 |
| 法人登記 | 1 | | |
| その他 | | | |

2 終結状況

終結区分別にみると、4件は適合、2件は取下げ、残る5件については翌年に繰越となっている。

第2表 終結区分別一覧表

(件)

| 区 分 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|
| 取扱件数 | 7 | 11 | 11 |
| 終 結 | 4 | 6 | 6 |
| 適 合 | 1(0) | 4(0) | 4(0) |
| 不 適 合 | () | () | () |
| 打切り・取下げ | 3(0) | 2(0) | 2(0) |
| 翌年に繰越 | 3 | 5 | 5 |

(注) 表中()内は補正勧告を行った件数であり、内数である。

第7章 岐阜県労働委員会の取組

1. 労使紛争解決手段の認知度の向上

個別労働関係紛争処理制度周知月間(10月)を中心に、県の各種広報媒体の活用や、関係機関との連携・協力により重点的な広報活動を実施するとともに、労働団体・使用者団体等への制度周知、ホームページの更新・充実等を通じて、利用者の立場からの労使紛争解決手段の認知度向上を図った。

【令和6年の取組】

① ホームページの改良

利用者の視点から閲覧しやすいページとするため他都道府県労委のホームページや他部局のホームページを参考にして改良

② ポスターの掲示やリーフレットの配布

県内の金融機関やスーパー等の店舗においてポスターを掲示するとともに関係機関にリーフレットを配布。

④ メルマガ等への広報掲載

関係機関の機関誌やメルマガジンへの広報掲載

⑤ 労働委員会ホームページのQRコードの掲載

労働委員会ホームページのQRコードをポスターやリーフレットに掲載

⑥ 関係機関との連携

個別労働紛争解決制度について各関係機関の制度を紹介するパンフレットをホームページに相互に掲載するなど、関係機関との連携を行った。

2. 委員及び事務局職員の資質を向上するための方策

(1) 外部講師を招聘し研修を実施

○「最近の重要裁判例とその動向」(2月)

講師:岐阜大学地域科学部地域政策学科 教授 河合 累氏

○「個別労働紛争解決制度の運用状況等について」(8月)

講師:岐阜労働局雇用環境・均等室 室長補佐(指導) 辻 健夫氏

(2) 委員による勉強会の開催

○テーマ「東海化成の障がい者雇用」(1月)

講師:使用者委員 景山多美委員

○テーマ「ワークルール教育について～法教育の視点から考える」(7月)

講師:公益委員 武藤玲央奈委員

(3) 委員研修への参加

○令和6年度公労使委員合同研修(6月)

出席者:公益委員 武藤玲央奈委員

3. 集団労使紛争解決機能を向上するための方策

- (1) 不当労働行為事件の審査については、平成 27 年 7 月から審査期間の目標を従来の 1 年 6 か月から 1 年 3 か月とし、あっせんについては処理期間の目標を 50 日とする。
- (2) 審査期日を設定する際、事案に応じ、可能であれば複数回の調査期日を設定したり、必ずしも全員の出席に拘らない期日の設定を行うなど迅速化に努める。(平成 27 年度から)

<参考> 審査期間の目標達成状況

| | 申立年月日 | 終結年月日 | 処理日数 | | 終結区分 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------|----|--------|
| | | | | 達成 | |
| H26 不 1 号事件 | H26.6.5 | H27.11.11 | 525 日 | ○ | 一部救済命令 |
| H26 不 2 号事件 | H26.6.5 | H27.5.15 | 345 日 | ○ | 自主和解 |
| H27 不 1 号事件 | H27.6.5 | H28.11.25 | 540 日 | ○ | 取下げ |
| H27 不 2 号事件 | H27.6.10 | H27.6.12 | 3 日 | ○ | 取下げ |
| H27 不 3 号事件 | H27.12.28 | H29.3.29 | 458 日 | × | 一部救済命令 |
| H28 不 1 号事件 | H28.1.4 | H29.1.31 | 394 日 | ○ | 和解 |
| H28 不 2 号事件 | H28.3.29 | H28.6.9 | 73 日 | ○ | 自主和解 |
| H28 不 3 号事件 | H28.4.27 | H28.6.3 | 38 日 | ○ | 取下げ |
| H28 不 4 号事件 | H28.8.22 | H30.3.15 | 571 日 | × | 和解 |
| H29 不 1 号事件 | H29.4.17 | H29.12.18 | 246 日 | ○ | 和解 |
| H29 不 2 号事件 | H29.7.25 | H29.12.7 | 136 日 | ○ | 和解 |
| H29 不 3 号事件 | H29.11.14 | H30.12.17 | 399 日 | ○ | 和解 |
| R1 不 2 号事件 | R1.10.11 | R1.11.29 | 50 日 | ○ | 取下げ |
| H29 不第4号事件 (H31 不1号事件併 合) | H29.12.1 | R2.8.18 | 992 日 | × | 取下げ |
| R2 不 2 号事件 | R2.4.23 | R2.10.6 | 167 日 | ○ | 取下げ |
| R2 不 4 号事件 | R2.10.9 | R2.11.12 | 35 日 | ○ | 取下げ |
| H30 不 1 号事件 | H30.7.17 | R3.2.11 | 941 日 | × | 一部救済命令 |
| R2 不 3 号事件 | R2.8.20 | R3.4.2 | 226 日 | ○ | 和解 |
| R3 不 1 号事件 | R3.3.4 | R3.4.14 | 42 日 | ○ | 取下げ |
| R2 不 1 号事件 | R2.4.17 | R3.11.2 | 565 日 | × | 一部救済命令 |
| R3 不 3 号事件 | R3.8.31 | R4.1.17 | 140 日 | ○ | 和解 |
| R4 不 1 号事件 | R4.1.7 | R4.2.28 | 53 日 | ○ | 取下げ |
| R4 不 2 号事件 | R4.1.7 | R4.4.27 | 111 日 | ○ | 和解 |
| R3 不 2 号事件 | R3.3.25 | R5.9.1 | 891 日 | × | 一部救済命令 |
| R4 不 3 号事件 | R4.8.9 | R5.9.7 | 395 日 | ○ | 取下げ |
| R4 不 4 号事件 | R4.9.15 | R5.9.22 | 373 日 | ○ | 関与和解 |
| R5 不 3 号事件 | R5.7.24 | R6.3.18 | 239 日 | ○ | 関与和解 |
| R5 不 2 号事件 | R5.5.9 | R6.6.20 | 409 日 | × | 全部救済命令 |
| R5 不 1 号事件 | R5.4.7 | R6.8.19 | 501 日 | × | 取下げ |

※岐阜県における審査期間の目標 : 1 年 3 か月 (平成 27 年 7 月より)

4. 個別的労使紛争の適切な解決の促進のための方策

- (1) 個別的労使紛争のあっせんについては処理期間の目標を 30 日とする。

資料

1 歴代委員名簿(第1期～第49期)

◎は会長、○は会長代理

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-------------|--|---|---|---|
| 第 一 期 | 自 昭 和 21 年 3 月 1 日 至 昭 和 21 年 7 月 1 日 | 武 藤 嘉 一 鷺 見 甚 造 打 下 武 臣 | 山 本 幸 一 下 堂 前 利 男 佐 分 利 幾 二 郎 | 宮 寺 敏 雄 森 徹 太 郎 加 藤 庄 六 |
| 第 二 期 | 自 昭 和 21 年 7 月 2 日 至 昭 和 22 年 7 月 3 日 | ◎ 土 川 修 三 鷺 見 甚 造 山 本 幸 一 土 田 光 保 岩 本 藤 吉 | 佐 分 利 幾 二 郎 小 川 一 藤 井 恂 今 井 修 之 清 信 重 | 宮 寺 敏 雄 加 藤 庄 六 森 徹 太 郎 佐 藤 潔 椎 名 威 |
| 第 三 期 | 自 昭 和 22 年 7 月 4 日 至 昭 和 23 年 7 月 3 日 | ◎ 土 川 修 三 S22.12.24 解 ○ 朝 倉 重 雄 酒 井 正 兵 衛 土 屋 栄 一 高 橋 義 正 S22.12.24 解 江 口 三 五 S23.1.16 任 山 田 光 之 助 S23.1.16 任 | 佐 分 利 幾 二 郎 小 川 一 藤 井 恂 桑 原 公 男 土 屋 和 義 | 宮 寺 敏 雄 佐 藤 潔 松 岡 茂 遠 藤 昇 二 窪 田 辰 男 |
| 第 四 期 | 自 昭 和 23 年 7 月 4 日 至 昭 和 24 年 7 月 3 日 | ◎ 朝 倉 重 雄 ○ 江 口 三 五 山 田 光 之 助 奥 村 清 久 都 竹 要 次 郎 | 佐 分 利 幾 二 郎 小 川 一 藤 井 恂 内 木 嘉 文 大 前 義 一 | 佐 藤 潔 遠 藤 昇 二 松 岡 茂 武 井 新 一 郎 半 井 修 一 |

| 期別 | 区分 | | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-------------|---|---|---|--|--|
| | 期 | 間 | | | |
| 第 五 期 | 自 昭 和 24 年 7 月 4 日 | 至 昭 和 26 年 2 月 13 日 | ◎ 兼松 謙太郎 水野 後八 林 千衛 高橋 七郎 伊藤 喜一 | 佐分利 幾二郎 小 川 一 土屋 和義 宮 本 勇 太田 半次郎 | 佐 藤 潔 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 |
| 第 六 期 | 自 昭 和 26 年 2 月 14 日 | 至 昭 和 27 年 5 月 16 日 | ◎ 水野 後八 S26. 4. 7 解 S26. 5. 1 任 ○ 林 千衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 S26. 4. 5 解 S26. 5. 1 任 伊藤 喜一 | 小 川 一 S26. 4. 1 解 S26. 5. 1 任 宮 本 勇 矢野 秀広 佐藤 一好 住 徳藏 S26. 4. 1 解 S26. 5. 1 任 | 佐 藤 潔 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 |
| 第 七 期 | 自 昭 和 27 年 5 月 16 日 | 至 昭 和 28 年 5 月 15 日 | ◎ 水野 後八 ○ 林 千衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一 | 小 川 一 宮 本 勇 矢野 秀広 佐藤 一好 小嶋 鉦太郎 | 佐 藤 潔 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 |
| 第 八 期 | 自 昭 和 28 年 5 月 16 日 | 至 昭 和 29 年 8 月 31 日 | ◎ 水野 後八 ○ 林 千衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一 | 小 川 一 宮 本 勇 矢野 秀広 佐藤 一好 大塚 武夫 | 佐 藤 潔 S28. 7. 7 死亡 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 山口 遵三 S28. 9.10 任 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|------------------|---|---|---|--|
| 第 九 期 | 自 至 昭 和 和 29 30 年 年 9 11 月 月 1 15 日 日 | ◎ 水野 後八 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 ○ 林 千 衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 S30. 9.10 解 伊藤 喜一 | 小 川 一 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 宮 本 勇 S30. 8. 1 解 S30. 8. 9 任 矢 野 秀 広 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 佐 藤 一 好 大 塚 武 夫 S30. 4. 3 解 S30. 5. 1 任 | 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 山口 遵三 |
| 第 十 期 | 自 至 昭 和 和 30 31 年 年 11 11 月 月 16 21 日 日 | ◎ 水野 後八 ○ 林 千 衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一 | 宮 本 勇 矢 野 秀 広 S30. 9.30 解 小嶋 鉦太郎 田 口 誠 治 伊 藤 朝 男 | 松 岡 茂 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 山口 遵三 |
| 第 十 一 期 | 自 至 昭 和 和 31 32 年 年 11 11 月 月 22 21 日 日 | ◎ 水野 後八 ○ 林 千 衛 S32. 2. 5 解 S32. 4.16 任 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一 | 宮 本 勇 小嶋 鉦太郎 田 口 誠 治 渡 辺 福 男 酒 井 省 三 | 武井 新一郎 小川 宗一 浅井 通生 中島 幸市 所 光 弘 |
| 第 十 二 期 | 自 至 昭 和 和 32 33 年 年 11 11 月 月 22 23 日 日 | ◎ 水野 後八 ○ 林 千 衛 兼松 謙太郎 高橋 七郎 伊藤 喜一 | 渡 辺 福 男 田 口 誠 治 小嶋 鉦太郎 佐 藤 一 好 宮 本 勇 | 小川 宗一 武井 新一郎 中島 幸市 浅井 通生 所 光 弘 |

| 期別 | 区分 期間 | | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|------------------|--|---|--|---|---|
| | 自 | 至 | | | |
| 第 十 三 期 | 自 昭 和 33 年 11 月 24 日 | 至 昭 和 34 年 12 月 8 日 | ◎ 田 中 成 彦 ○ 高 橋 七 郎 前 田 義 雄 岡 本 治 太 郎 馬 淵 克 己 | 佐 藤 一 好 田 口 誠 治 渡 辺 福 男 高 橋 幸 吉 山 本 三 逸 | 武 井 新 一 郎 小 川 宗 一 浅 井 通 生 尾 関 好 平 所 光 弘 |
| 第 十 四 期 | 自 昭 和 34 年 12 月 9 日 | 至 昭 和 35 年 12 月 8 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 西 脇 弘 康 栗 原 民 之 助 谷 川 甬 S35. 5.20 解 清 水 美 里 S35. 5.21 任 | 佐 藤 一 好 田 口 誠 治 渡 辺 福 男 山 本 三 逸 川 瀬 重 造 | 武 井 新 一 郎 尾 関 好 平 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 所 光 弘 |
| 第 十 五 期 | 自 昭 和 35 年 12 月 9 日 | 至 昭 和 36 年 12 月 8 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 | 佐 藤 一 好 渡 辺 福 男 川 瀬 重 造 渡 辺 嘉 蔵 近 藤 留 吉 | 武 井 新 一 郎 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 大 平 皆 与 曾 |
| 第 十 六 期 | 自 昭 和 36 年 12 月 9 日 | 至 昭 和 37 年 12 月 9 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 | 渡 辺 福 男 渡 辺 嘉 蔵 酒 井 省 三 今 泉 幸 博 赤 塚 勲 | 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 大 平 皆 与 曾 和 田 三 郎 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|------------------|---|---|--|---|
| 第 十 七 期 | 自 昭 和 37 年 12 月 10 日 至 昭 和 38 年 12 月 9 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 | 渡 辺 福 男 渡 辺 嘉 蔵 S38. 4. 2 解 酒 井 省 三 赤 塚 勲 S38. 4.20 解 S38. 7.20 任 近 藤 留 吉 前 田 幸 夫 S38. 7.18 解 | 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 和 田 三 郎 白 川 政 之 助 |
| 第 十 八 期 | 自 昭 和 38 年 12 月 10 日 至 昭 和 39 年 12 月 9 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 | 渡 辺 福 男 酒 井 省 三 近 藤 留 吉 前 田 幸 夫 栗 本 行 夫 | 川 上 敏 雄 岩 田 治 喜 曾 根 昇 三 和 田 三 郎 白 川 政 之 助 |
| 第 十 九 期 | 自 昭 和 39 年 12 月 10 日 至 昭 和 40 年 12 月 9 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 | 酒 井 省 三 前 田 幸 夫 今 泉 幸 博 栗 本 行 夫 安 藤 雄 治 | 岩 田 治 喜 和 田 三 郎 日 下 部 礼 一 滝 正 直 薄 久 人 |
| 第 二 十 期 | 自 昭 和 40 年 12 月 10 日 至 昭 和 42 年 11 月 30 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 岡 本 治 太 郎 S42. 3.11 死亡 栗 原 民 之 助 清 水 美 里 川 出 久 一 大 塩 量 明 S42. 3.23 任 | 酒 井 省 三 S41. 9. 3 解 S42. 3.23 任 S42. 3.31 解 近 藤 留 吉 S42. 4. 6 解 前 田 幸 夫 栗 本 行 夫 S42. 3.22 解 安 藤 雄 治 馬 淵 武 臣 S42. 3.23 任 古 川 秋 三 郎 S42. 4.11 任 岩 田 実 S42. 4.11 任 | 和 田 三 郎 S42. 4.30 解 日 下 部 礼 一 S42. 4.30 解 薄 久 人 S42. 4.30 解 徳 永 一 男 伊 藤 博 之 S42. 3.31 解 藤 田 耕 治 S42. 5. 1 任 大 松 幸 栄 S42. 5. 1 任 山 口 軍 治 S42. 5. 1 任 田 口 利 夫 S42. 5. 1 任 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|--|--|--|--|
| 第 二 十 一 期 | 自 至 昭 昭 和 和 42 44 年 年 12 11 月 月 1 30 日 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 塚 本 義 明 大 塩 量 明 服 部 秀 一 吉 村 新 六 S43. 5.14 解 加 藤 寛 明 S44. 2. 7 任 | 前 田 幸 夫 矢 野 秀 広 岩 田 実 加 藤 七 郎 真 鍋 泰 広 | 徳 永 一 男 藤 田 耕 治 大 松 幸 栄 山 口 軍 治 田 口 利 夫 |
| 第 二 十 二 期 | 自 至 昭 昭 和 和 44 46 年 年 12 11 月 月 1 30 日 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 塚 本 義 明 大 塩 量 明 服 部 秀 一 加 藤 寛 明 | 前 田 幸 夫 矢 野 秀 広 岩 田 実 S45. 9. 9 解 真 鍋 泰 広 山 内 忠 後 藤 博 美 S45.12. 1 任 | 徳 永 一 男 藤 田 耕 治 大 松 幸 栄 山 口 軍 治 田 口 利 夫 |
| 第 二 十 三 期 | 自 至 昭 昭 和 和 46 48 年 年 12 11 月 月 1 30 日 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 塚 本 義 明 大 塩 量 明 S48. 7. 9 解 服 部 秀 一 加 藤 寛 明 佐 藤 千 代 松 S48. 7.26 任 | 前 田 幸 夫 真 鍋 泰 広 山 内 忠 原 八 郎 佐 々 木 繁 明 | 徳 永 一 男 S47. 3.22 解 山 口 軍 治 永 井 三 之 助 小 池 武 夫 佐 藤 三 郎 長 谷 寛 市 S47. 4.11 任 |
| 第 二 十 四 期 | 自 至 昭 昭 和 和 48 50 年 年 12 11 月 月 1 30 日 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 塚 本 義 明 服 部 秀 一 加 藤 寛 明 佐 藤 千 代 松 | 前 田 幸 夫 山 内 忠 S50. 3.31 解 原 八 郎 佐 々 木 繁 明 後 藤 博 美 吉 田 竹 治 S50. 6. 1 任 | 所 光 弘 永 井 三 之 助 S50. 9.10 解 小 池 武 夫 佐 藤 三 郎 長 谷 寛 市 |

| 期別 | 区分 | | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|--|--|--|--|--|
| | 期 | 間 | | | |
| 第 二 十 五 期 | 自 昭 和 50 年 12 月 1 日 | 至 昭 和 52 年 12 月 23 日 | ◎ 高 橋 七 郎 ○ 塚 本 義 明 服 部 秀 一 佐 藤 千 代 松 大 野 栄 治 | 前 田 幸 夫 原 八 郎 吉 田 竹 治 中 村 孝 夫 島 月 海 S51. 3.31 解 馬 淵 武 臣 S51. 6. 1 任 | 所 光 弘 小 池 武 夫 佐 藤 三 郎 S51. 4.30 解 長 谷 寛 市 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 S51. 6. 1 任 |
| 第 二 十 六 期 | 自 昭 和 52 年 12 月 24 日 | 至 昭 和 54 年 12 月 23 日 | ◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 服 部 秀 一 S53. 9.30 解 大 野 栄 治 長 屋 一 男 林 金 雄 S53.10.11 任 | 原 八 郎 S54. 3.26 解 S54. 5.26 任 吉 田 竹 治 馬 淵 武 臣 S54. 3.26 解 後 藤 博 美 山 田 栄 一 坂 井 清 S54. 5.26 任 | 所 光 弘 小 池 武 夫 長 谷 寛 市 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 |
| 第 二 十 七 期 | 自 昭 和 54 年 12 月 24 日 | 至 昭 和 56 年 12 月 23 日 | ◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 大 野 栄 治 長 屋 一 男 林 金 雄 | 原 八 郎 S56. 5.31 解 吉 田 竹 治 山 田 栄 一 藤 根 純 司 近 松 武 弘 臼 井 勝 郎 S56. 8. 1 任 | 所 光 弘 小 池 武 夫 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 足 立 幸 太 郎 |
| 第 二 十 八 期 | 自 昭 和 56 年 12 月 24 日 | 至 昭 和 58 年 12 月 23 日 | ◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 大 野 栄 治 長 屋 一 男 杉 山 幸 平 | 山 田 栄 一 藤 根 純 司 臼 井 勝 郎 毛 利 勇 安 田 光 国 | 所 光 弘 小 池 武 夫 下 村 和 之 多 賀 潤 一 郎 足 立 幸 太 郎 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|---|---|---|---|
| 第 二 十 九 期 | 自 至 昭 昭 和 和 58 60 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 亀 山 仁 郎 窪 田 治 雄 中 野 刀 子 | 山 田 栄 一 臼 井 勝 郎 毛 利 勇 坂 井 清 中 野 好 弘 | 所 光 弘 小 池 武 夫 下 村 和 之 足 立 幸 太 郎 土 屋 嶋 |
| 第 三 十 期 | 自 至 昭 昭 和 和 60 62 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 亀 山 仁 郎 窪 田 治 雄 杉 山 幸 平 | 山 田 栄 一 臼 井 勝 郎 毛 利 勇 S61. 6. 3 解 S62. 7.11 任 溝 口 宏 一 樋 口 孝 寿 | 所 光 弘 小 池 武 夫 下 村 和 之 足 立 幸 太 郎 土 屋 嶋 |
| 第 三 十 一 期 | 自 至 昭 平 和 成 62 元 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 塚 本 義 明 ○ 佐 藤 千 代 松 亀 山 仁 郎 杉 山 幸 平 細 江 金 章 | 臼 井 勝 郎 毛 利 勇 樋 口 孝 寿 中 尾 一 明 川 瀬 寿 | 下 村 和 之 足 立 幸 太 郎 土 屋 嶋 國 友 鍬 也 S63. 4. 1 任 川 上 一 郎 H元. 3. 1 任 所 光 弘 S63. 2.20 死亡 小 池 武 夫 H元. 1.23 死亡 |
| 第 三 十 二 期 | 自 至 平 平 成 成 元 3 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 佐 藤 千 代 松 ○ 杉 山 幸 平 亀 山 仁 郎 細 江 金 章 堤 達 朗 | 樋 口 孝 寿 川 上 洋 一 平 田 健 二 板 屋 鏑 一 H 3. 2. 1 任 矢 野 博 美 H 3. 2. 1 任 毛 利 勇 H 2.12.23 解 中 野 好 弘 H 2.12.23 解 | 土 屋 嶋 國 友 鍬 也 川 上 一 郎 浅 野 和 男 加 藤 幸 平 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 | |
|-----------------------|---|--|---|--|---|
| 第 三 十 三 期 | 自 平 成 3 年 12 月 24 日 | 至 平 成 5 年 12 月 23 日 | ◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 堤 達朗 服部 俊夫 伊藤 千代子 | 樋口 孝寿 川上 洋一 平田 健二 板屋 瞭一 矢野 博美 | 國友 鍊也 川上 一郎 浅野 和男 加藤 幸平 田口 利正 |
| 第 三 十 四 期 | 自 平 成 5 年 12 月 24 日 | 至 平 成 7 年 12 月 23 日 | ◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 服部 俊夫 伊藤 千代子 粂山 錚吾 | 樋口 孝寿 川上 洋一 平田 健二 H 7. 6.30 解 板屋 瞭一 矢野 博美 柴田 和男 H 7. 9. 1 任 | 國友 鍊也 田口 利正 小川 信也 坂崎 義雄 杉本 眞 |
| 第 三 十 五 期 | 自 平 成 7 年 12 月 24 日 | 至 平 成 9 年 12 月 23 日 | ◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 伊藤 千代子 粂山 錚吾 菊谷 光重 | 板屋 瞭一 矢野 博美 柴田 和男 市川 重正 武田 康郎 | 國友 鍊也 小川 信也 坂崎 義雄 杉本 眞 村瀬 恒治 |
| 第 三 十 六 期 | 自 平 成 9 年 12 月 24 日 | 至 平 成 11 年 12 月 23 日 | ◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 伊藤 千代子 粂山 錚吾 菊谷 光重 | 板屋 瞭一 矢野 博美 柴田 和男 市川 重正 武田 康郎 | 國友 鍊也 小川 信也 坂崎 義雄 杉本 眞 村瀬 恒治 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|---|---|--|--|
| 第 三 十 七 期 | 自 至 平 平 成 成 11 13 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 籾山 錡吾 細井 日出男 神谷 真由子 | 武田 康郎 柴田 和男 松村 桂司 志邑 美弘 栗原 憲一郎 | 國友 鍬也 H12. 6. 5解 木下 孝二 H12. 8. 1任 村瀬 恒治 家田 禮子 田口 義隆 牛込 伸隆 |
| 第 三 十 八 期 | 自 至 平 平 成 成 13 15 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 佐藤 千代松 ○ 杉山 幸平 籾山 錡吾 細井 日出男 神谷 真由子 | 武田 康郎 柴田 和男 志邑 美弘 河崎 長三 古田 佳子 | 木下 孝二 村瀬 恒治 家田 禮子 牛込 伸隆 日比 利雄 |
| 第 三 十 九 期 | 自 至 平 平 成 成 15 17 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 杉山 幸平 ○ 籾山 錡吾 神谷 真由子 廣瀬 英雄 岡安 賢二 | 武田 康郎 H17. 6.30解 柴田 和男 志邑 美弘 河崎 長三 古田 佳子 豊田 由二 H17. 8.23任 | 木下 孝二 家田 禮子 日比 利雄 大松 利幸 吉村 裕 |
| 第 四 十 期 | 自 至 平 平 成 成 17 19 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 籾山 錡吾 ○ 廣瀬 英雄 神谷 真由子 高橋 新藏 H18. 9. 4解 秋保 賢一 平野 博史 H18.11.14任 | 柴田 和男 志邑 美弘 河崎 長三 H19. 9.30解 古田 佳子 豊田 由二 | 木下 孝二 H18. 6.15解 熊田 正秋 H18. 7.11任 家田 禮子 日比 利雄 大松 利幸 吉村 裕 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|------------------------------|--|--|--|
| 第 四 十 一 期 | 自平成19年12月24日 至平成21年12月23日 | ◎ 靱山 錡吾 ○ 廣瀬 英雄 神谷 眞弓子 秋保 賢一 平野 博史 | 柴田 和男 志邑 美弘 H21. 3.31解 古田 佳子 豊田 由二 高田 勝之 三尾 禎一 H21. 5.12任 | 熊田 正秋 家田 禮子 日比 利雄 大松 利幸 吉村 裕 H21. 9. 2死亡 |
| 第 四 十 二 期 | 自平成21年12月24日 至平成23年12月23日 | ◎ 靱山 錡吾 ○ 廣瀬 英雄 神谷 眞弓子 秋保 賢一 平野 博史 | 三尾 禎一 豊田 由二 高田 勝之 畑 慎一 栗本 理花 | 熊田 正秋 家田 禮子 日比 利雄 伊藤 勇 柳原 幸一 |
| 第 四 十 三 期 | 自平成23年12月24日 至平成25年12月23日 | ◎ 靱山 錡吾 ○ 秋保 賢一 平野 博史 浅井 直美 三井 栄 | 三尾 禎一 H25. 6.18解 舟口 憲雄 H25.8.19任 高田 勝之 栗本 理花 高松 和夫 濱田 圭 H24.12.31解 筒井 和浩 H25.2.22任 | 熊田 正秋 日比 利雄 H25.7.20解 伊藤 勇 柳原 幸一 吉村 美保子 高本 芳朗 H25.9.20任 |
| 第 四 十 四 期 | 自平成25年12月24日 至平成27年12月23日 | ◎ 秋保 賢一 ○ 平野 博史 浅井 直美 三井 栄 大野 正博 | 舟口 憲雄 高田 勝之 栗本 理花 筒井 和浩 濱口 豊 | 熊田 正秋 伊藤 勇 柳原 幸一 吉村 美保子 高本 芳朗 |

| 期別 | 区分 期間 | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|---|---|---|---|
| 第 四 十 五 期 | 自 至 平 平 成 成 27 29 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博 | 舟 口 憲 雄 H29.6.20 解 高 田 勝 之 栗 本 理 花 濱 口 豊 北 島 あづさ 内 藤 浩 H29.8.3 任 | 安 藤 正 弘 柳 原 幸 一 吉 村 美 保 子 H28.2.29 解 高 本 芳 朗 村 瀬 尚 子 H28.3.30 任 橋 本 康 代 H28.8.31 解 河 上 智 子 H28.11.4 任 |
| 第 四 十 六 期 | 自 至 平 平 成 成 29 31 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博 | 高 田 勝 之 栗 本 理 花 北 島 あづさ 内 藤 浩 鈴 木 慎 | 安 藤 正 弘 柳 原 幸 一 村 瀬 尚 子 河 上 智 子 一 柳 正 義 |
| 第 四 十 七 期 | 自 至 令 令 和 和 元 3 年 年 12 12 月 月 24 23 日 日 | ◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博 | 高 田 勝 之 R3.6.15 解 筒 井 和 浩 R3.8.18 任 栗 本 理 花 北 島 あづさ 内 藤 浩 R3.6.15 解 鈴 木 慎 大 宮 満 R3.8.18 任 | 安 藤 正 弘 柳 原 幸 一 村 瀬 尚 子 河 上 智 子 一 柳 正 義 |

| 期別 | 区分 期間 | | 公 益 委 員 | 労 働 者 委 員 | 使 用 者 委 員 |
|-----------------------|---|---|---|---|---|
| | 自 | 至 | | | |
| 第 四 十 八 期 | 自 令 和 3 年 12 月 24 日 | 至 令 和 5 年 12 月 23 日 | ◎ 秋 保 賢 一 ○ 平 野 博 史 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博 | 筒 井 和 浩 栗 本 理 花 北 島 あ づ さ 鈴 木 慎 大 宮 満 | 安 藤 正 弘 村 瀬 尚 子 一 柳 正 義 今 尾 任 城 景 山 多 美 |
| 第 四 十 九 期 | 自 令 和 5 年 12 月 24 日 | 至 令 和 7 年 12 月 23 日 | ◎ 秋 保 賢 一 ○ 浅 井 直 美 三 井 栄 大 野 正 博 武 藤 玲 央 奈 | 筒 井 和 浩 栗 本 理 花 北 島 あ づ さ 鈴 木 慎 R6.10.17 解 大 宮 満 | 安 藤 正 弘 村 瀬 尚 子 一 柳 正 義 今 尾 任 城 景 山 多 美 |

2 歴代事務局長名簿

| 氏 名 | 期 間 |
|--------|--------------------------------------|
| 岩本 晋一郎 | 昭和 21 年 7 月 10 日 ～ 昭和 23 年 1 月 14 日 |
| 小島 幸彰 | 昭和 23 年 1 月 15 日 ～ 昭和 31 年 3 月 19 日 |
| 谷川 甬 | 昭和 31 年 3 月 20 日 ～ 昭和 35 年 3 月 31 日 |
| 堀 勅滋 | 昭和 35 年 4 月 1 日 ～ 昭和 36 年 3 月 31 日 |
| 小幡 忠良 | 昭和 36 年 4 月 1 日 ～ 昭和 41 年 3 月 31 日 |
| 岡崎 正弼 | 昭和 41 年 4 月 1 日 ～ 昭和 41 年 11 月 30 日 |
| 谷川 甬 | 昭和 41 年 12 月 1 日 ～ 昭和 44 年 3 月 31 日 |
| 安藤 伊佐雄 | 昭和 44 年 4 月 1 日 ～ 昭和 46 年 3 月 31 日 |
| 田中 政郎 | 昭和 46 年 4 月 1 日 ～ 昭和 47 年 3 月 31 日 |
| 三浦 正一 | 昭和 47 年 4 月 1 日 ～ 昭和 48 年 10 月 15 日 |
| 大洞 実 | 昭和 48 年 10 月 16 日 ～ 昭和 49 年 3 月 31 日 |
| 小林 喜一 | 昭和 49 年 4 月 1 日 ～ 昭和 51 年 3 月 31 日 |
| 松原 繁 | 昭和 51 年 4 月 1 日 ～ 昭和 53 年 3 月 31 日 |
| 渡辺 幸美 | 昭和 53 年 4 月 1 日 ～ 昭和 55 年 3 月 31 日 |
| 工藤 重義 | 昭和 55 年 4 月 1 日 ～ 昭和 56 年 3 月 31 日 |
| 中村 滋雄 | 昭和 56 年 4 月 1 日 ～ 昭和 57 年 3 月 31 日 |
| 山本 敏夫 | 昭和 57 年 4 月 1 日 ～ 昭和 58 年 3 月 31 日 |
| 蟻田 雄吾 | 昭和 58 年 4 月 1 日 ～ 昭和 60 年 3 月 31 日 |
| 青木 三郎 | 昭和 60 年 4 月 1 日 ～ 昭和 63 年 3 月 31 日 |
| 伊藤 泰 | 昭和 63 年 4 月 1 日 ～ 平成元年 3 月 31 日 |
| 島塚 定男 | 平成元年 4 月 1 日 ～ 平成 2 年 3 月 31 日 |
| 菊谷 光重 | 平成 2 年 4 月 1 日 ～ 平成 4 年 3 月 31 日 |
| 服部 守男 | 平成 4 年 4 月 1 日 ～ 平成 5 年 3 月 31 日 |
| 中島 敏彦 | 平成 5 年 4 月 1 日 ～ 平成 6 年 3 月 31 日 |

| 氏 名 | 期 間 |
|---------|--------------------------------------|
| 岩 越 信 好 | 平成 6 年 4 月 1 日 ～ 平成 7 年 3 月 31 日 |
| 小 川 康 治 | 平成 7 年 4 月 1 日 ～ 平成 9 年 3 月 31 日 |
| 井 戸 武 正 | 平成 9 年 4 月 1 日 ～ 平成 10 年 3 月 31 日 |
| 服 部 卓 郎 | 平成 10 年 4 月 1 日 ～ 平成 11 年 3 月 31 日 |
| 篠 田 和 美 | 平成 11 年 4 月 1 日 ～ 平成 12 年 3 月 31 日 |
| 丹 羽 中 正 | 平成 12 年 4 月 1 日 ～ 平成 13 年 3 月 31 日 |
| 黒 田 孝 史 | 平成 13 年 4 月 1 日 ～ 平成 15 年 3 月 31 日 |
| 岩 崎 幸 宏 | 平成 15 年 4 月 1 日 ～ 平成 16 年 3 月 31 日 |
| 安 藤 純 | 平成 16 年 4 月 1 日 ～ 平成 18 年 3 月 31 日 |
| 大 野 耕 平 | 平成 18 年 4 月 1 日 ～ 平成 18 年 11 月 19 日 |
| 岡 本 博 次 | 平成 18 年 11 月 20 日 ～ 平成 21 年 3 月 31 日 |
| 河 内 宏 彦 | 平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日 |
| 洞 田 厚 男 | 平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 23 年 8 月 31 日 |
| 市 橋 正 樹 | 平成 23 年 9 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日 |
| 伊 藤 誠 紀 | 平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日 |
| 福 井 康 博 | 平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日 |
| 桐 山 敏 通 | 平成 30 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日 |
| 樋 口 博 久 | 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日 |
| 布 施 明 彦 | 令和 6 年 4 月 1 日 ～ |

3 付 表

○ 不当労働行為事件取扱一覧表

(単位: 件)

| 区分 年次 | 取扱件数 | | | 終結状況 | | | | | | 翌年 繰越 | |
|------------------|----------|----------|----|------|-----|----|----|----|-----|----------|---|
| | 前年 繰越 | 新規 申立 | 計 | 命 令 | | 和解 | 取下 | 却下 | その他 | | 計 |
| | | | | 救 済 | 棄 却 | | | | | | |
| 昭和 21年 | | 1 | 1 | | | | 1 | | | 1 | 0 |
| 22 | | 1 | 1 | | | | 1 | | | 1 | 0 |
| 23 | | 3 | 3 | | | | 1 | | | 1 | 2 |
| 24 | 2 | 8 | 10 | | | 1 | 2 | | 3 | 6 | 4 |
| 25 | 4 | 6 | 10 | 1 | | 4 | 2 | | | 7 | 3 |
| 26 | 3 | 4 | 7 | | | 1 | 3 | 2 | | 6 | 1 |
| 27 | 1 | 1 | 2 | | | 1 | 1 | | | 2 | 0 |
| 28 | | 1 | 1 | | | 1 | | | | 1 | 0 |
| 29 | | 11 | 11 | | | 1 | 8 | | | 9 | 2 |
| 30 | 2 | 4 | 6 | | 1 | 1 | 2 | | | 4 | 2 |
| 31 | 2 | 2 | 4 | | | | 4 | | | 4 | 0 |
| 32 | | 6 | 6 | | | | 5 | 1 | | 6 | 0 |
| 33 | | 8 | 8 | | | 1 | 4 | | | 5 | 3 |
| 34 | 3 | 7 | 10 | | | 4 | 6 | | | 10 | 0 |
| 35 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 36 | | 2 | 2 | | | | | | | 0 | 2 |
| 37 | 2 | 1 | 3 | | | 2 | 1 | | | 3 | 0 |
| 38 | | 3 | 3 | | | 1 | 2 | | | 3 | 0 |
| 39 | | 2 | 2 | | | | 1 | | | 1 | 1 |
| 40 | 1 | 1 | 2 | | | 1 | 1 | | | 2 | 0 |
| 41 | | 4 | 4 | | | 1 | 2 | | | 3 | 1 |
| 42 | 1 | 6 | 7 | | | 2 | 3 | 1 | | 6 | 1 |
| 43 | 1 | 7 | 8 | | | | 4 | | | 4 | 4 |
| 44 | 4 | 6 | 10 | 1 | | | 6 | | | 7 | 3 |
| 45 | 3 | 4 | 7 | | | | 3 | | | 3 | 4 |
| 46 | 4 | 5 | 9 | | 1 | 1 | 2 | | | 4 | 5 |
| 47 | 5 | 8 | 13 | | | | 6 | | | 6 | 7 |
| 48 | 7 | 4 | 11 | | | 3 | 2 | | | 5 | 6 |
| 49 | 6 | 2 | 8 | | | 2 | 2 | 1 | | 5 | 3 |
| 50 | 3 | 9 | 12 | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 9 |
| 51 | 9 | 3 | 12 | 1 | | 5 | 2 | | | 8 | 4 |
| 52 | 4 | | 4 | | | 1 | | | | 1 | 3 |
| 53 | 3 | 4 | 7 | | | | 2 | | | 2 | 5 |
| 54 | 5 | 1 | 6 | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 3 |
| 55 | 3 | 1 | 4 | | | 1 | 2 | | | 3 | 1 |
| 56 | 1 | 5 | 6 | | | 1 | 3 | | | 4 | 2 |
| 57 | 2 | 1 | 3 | | | 1 | 1 | | | 2 | 1 |
| 58 | 1 | 2 | 3 | | | | 1 | | | 1 | 2 |
| 59 | 2 | | 2 | | | 1 | | | | 1 | 1 |
| 60 | 1 | 3 | 4 | 1 | | | 1 | | | 2 | 2 |
| 61 | 2 | 3 | 5 | | 1 | | 1 | | | 2 | 3 |
| 62 | 3 | 5 | 8 | | | | 3 | | | 3 | 5 |
| 63 | 5 | 1 | 6 | 2 | | | 3 | | | 5 | 1 |
| 昭和 64年 ・平成 元年 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 0 |
| 2 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 3 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 4 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |

| 区分 年次 | 取扱件数 | | | 終結状況 | | | | | | 翌年 繰越 | |
|------------------|----------|----------|-----|------|----|----|-----|----|-----|----------|-----|
| | 前年 繰越 | 新規 申立 | 計 | 命 令 | | 和解 | 取下 | 却下 | その他 | | 計 |
| | | | | 救済 | 棄却 | | | | | | |
| 平成 5年 | | 1 | 1 | | | | | | | 0 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 2 | | | 1 | 1 | | | 2 | 0 |
| 7 | | 1 | 1 | | | 1 | | | | 1 | 0 |
| 8 | | 1 | 1 | | | | | | | 0 | 1 |
| 9 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 0 |
| 10 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 11 | | 3 | 3 | | | | 2 | | | 2 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 2 | 1 | | | | | | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 2 | | | | | | | 0 | 2 |
| 14 | 2 | | 2 | | 2 | | | | | 2 | 0 |
| 15 | | 1 | 1 | | | 1 | | | | 1 | 0 |
| 16 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 17 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 18 | | | 0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 19 | | 2 | 2 | | | | | | | 0 | 2 |
| 20 | 2 | | 2 | | | 2 | | | | 2 | 0 |
| 21 | | 2 | 2 | | | | | | | 0 | 2 |
| 22 | 2 | 1 | 3 | | | | | | | 0 | 3 |
| 23 | 3 | 2 | 5 | 2 | | 3 | | | | 5 | 0 |
| 24 | | 5 | 5 | | | | | | | 0 | 5 |
| 25 | 5 | 2 | 7 | 1 | | 2 | 1 | | | 4 | 3 |
| 26 | 3 | 2 | 5 | 1 | 2 | | | | | 3 | 2 |
| 27 | 2 | 3 | 5 | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 2 |
| 28 | 2 | 4 | 6 | | | 1 | 2 | | | 3 | 3 |
| 29 | 3 | 4 | 7 | 1 | | 3 | | | | 4 | 3 |
| 30 | 3 | 1 | 4 | | | 2 | | | | 2 | 2 |
| 平成 31年 ・令和 元年 | 2 | 2 | 4 | | | | 1 | | | 1 | 3 |
| 2 | 3 | 4 | 7 | | | | 4 | | | 4 | 3 |
| 3 | 3 | 3 | 6 | 2 | | 1 | 1 | | | 4 | 2 |
| 4 | 2 | 4 | 6 | | | 2 | 1 | | | 3 | 3 |
| 5 | 3 | 5 | 8 | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 5 |
| 6 | 5 | 6 | 11 | 1 | | 1 | 1 | | | 3 | 8 |
| 合計 | 145 | 218 | 363 | 21 | 7 | 62 | 112 | 5 | 3 | 210 | 153 |

(注)1.昭和 21～23 年の間の取扱件数及び同 24 年の取扱件数の内 3 件は、旧労組法に基づく不当労働行為審査事件である。

2.終結状況のその他の欄の内訳は移管 1 件と打ち切り 2 件である。

3.受付件数及び終結状況について、平成 31 年は 1 月 1 日から 4 月 30 日までに取り扱ったもの、令和 元年は 5 月 1 日から 12 月 31 日までに取り扱ったものである。

○不当労働行為事件命令後の状況(R6末現在)

1 命令・決定一覧

| 事件番号 | 岐阜(地)労委 | | | 中労委(再審査) | | | | 地 裁 | | | | 高 裁 | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------------------------------|------------------|-----------------|----------|------------------------|----------------------------------|-------------------|----|----------|----------|--------------------------------|--------------------|-----|----------|----------|--------|
| | 申立日 | 終結日 | 終結状況 | 事件番号 | 申立人 | 申立日 | 終結日 | 終結状況 | 事件番号 | 原告 | 提訴日 | 終結日 | 終結状況 | 事件番号 | 控訴人 | 控訴日 | 終結日 | 終結状況 |
| S25(不)1 | S25.2.9 | S25.6.15 | 全部救済 | | | | | | 岐阜地裁 S25(行)7 | 使 | S25.7.13 | S26.7.2 | 救済命令 全部取消 | | | | | |
| S25(不)3-1 | S25.11.28 | S26.3.28 | 却下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S25(不)4 | S25.11.20 | S26.3.28 | 却下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S30(不)2 | S30.9.24 | S30.12.27 | 棄却 | S31(不再)2 | 労 | S31.1.9 | S31.5.1 | 和解 | | | | | | | | | | |
| S32(不)1 | S32.4.15 | S32.4.27 | 却下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S42(不)5 | S42.7.29 | S42.10.11 | 却下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S43(不)4 | S43.5.8 | S44.6.3 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S43(不)6 | S43.9.20 | S46.2.9 | 棄却 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S45(不)3 | S45.12.21 | S49.8.2 | 却下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S50(不)2 | S50.1.13 | S50.5.6 | 全部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S50(不)5 | S50.6.25 | S51.2.2 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S53(不)2 | S53.7.22 | S54.10.24 | 一部救済 | S54(不再) 70 | 使 | S54.11.6 | S55.7.14 | 取下 | | | | | | | | | | |
| S57(不)1 | S57.8.27 | S60.5.31 | 一部救済 | S60(不再) 24 | 使 | S60.6.12 | S63.6.24 | 再審査却下 | 東京地裁 S63(行ウ)83 | 使 | S63.7.21 | H1.3.30 | 救済命令 全部取消 | | | | | |
| | | | | 【再開】 H1(不再)49 | (再開日) H1.4.5 | H1.7.5 | 全部変更 (初審命令 全部取消) | | | | | | | | | | | |
| S60(不)1 | S60.4.2 | S61.11.8 | 棄却 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S61(不)1 | S61.4.16 | S63.8.25 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S62(不)1 | S62.6.4 | S63.4.21 | 全部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| S63(不)1 | S63.9.6 | H1.12.27 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H 8(不)1 | H8.9.12 | H9.8.1 | 全部救済 | | | | | | 岐阜地裁 H9(行ウ)12 | 使 | H9.8.23 | H11.2.17 | 請求棄却 | | | | | |
| H11(不)2 | H11.5.14 | H12.8.31 | 全部救済 | | | | | | 岐阜地裁 H12(行ウ)17 | 使 | H12.9.21 | H14.8.7 | 救済命令 一部取消 | 名古屋高裁 H14(行コ)54 | 使 | H14.8.20 | H15.6.27 | 請求棄却 |
| H12(不)1 | H12.6.23 | H14.3.22 | 棄却※13-1と併合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H13(不)1 | H13.2.6 | H14.3.22 | 棄却※12-1と併合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H21(不)1 | H21.5.18 | H23.3.24 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H21(不)2 | H21.11.9 | H23.2.24 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H24(不)1 | H24.4.27 | H25.9.17 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H24(不)2 | H24.9.12 | H26.2.19 | 一部救済※24-4- 25-1と併合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H24(不)4 | H24.11.5 | H26.2.19 | 棄却※24-2・25-1と 併合 | H26(不再)11 | 労 | H26.2.27 | H27.12.17 | 一部変更 | | | | | | | | | | |
| H25(不)1 | H25.1.21 | H26.2.19 | 棄却※24-2・4と併 合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H26(不)1 | H26.6.5 | H27.11.11 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H27(不)3 | H27.12.28 | H29.3.29 | 一部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30(不)1 | H30.7.17 | R3.2.11 | 一部救済 | | | | | | 岐阜地裁 R3(行ウ)2 | 使 | R3.3.11 | R4.10.19 | 請求棄却 | | | | | |
| R2(不)1 | R2.4.17 | R3.11.2 | 一部救済 | R3(不再)42 | 使 | R3.11.15 | R5.2.13 | 和解 | | | | | | | | | | |
| R3(不)2 | R3.3.25 | R5.9.1 | 一部救済 | R5(不再)29 | 使 | R5.9.14 | R6.4.26 | 和解 | | | | | | | | | | |
| R5(不)2 | R5.5.9 | R6.6.20 | 全部救済 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 33 | | 全部救済 6 一部救済 15 棄却 7 却下 5 | 6 | | | | 全部変更 1 一部変更 1 和解 3 取下 1 | 5 | | | | 命令全部取消 2 命令一部取消 1 請求棄却 2 | 1 | | | | 請求棄却 1 |

2 救済命令の不履行通知一覧

| 事件番号 | 命令 確定日 | 裁判所への通知日 | | 事件番号 | | 結果 |
|---------|-----------|-----------|---------|--|-------------------------------|--|
| | | 岐(地)労委 | 組合 | | | |
| H21(不)2 | H23.3.29 | H23.4.12 | H23.4.1 | 岐阜地裁 H23(ホ)31、32 | | H23.6.21 被審人を処罰しない |
| H27(不)3 | H29.4.28 | H29.5.16 | — | 岐阜地裁 H29(ホ)99、 100 | 【移送後】 名古屋地裁 H29(ホ)10001 | H30.3.5 被審人を過料金50万円に処する 手続費用は、被審人の負担とする |
| | | H30.10.17 | — | 名古屋地裁半田支部 H30(ホ)78 | | H31.3.22 被審人を過料金50万円に処する 手続費用は、被審人の負担とする |
| | | ※ | — | ※R2.4.23に申立人より3回目の不履行通知発出要請がされたが、第369回 公益委員会議にて審議の上行わないことが決定された | | |
| R5(不)2 | R6.7.24 | R6.9.10 | — | 名古屋地裁 R6(ホ)10001 | | R6.12.4 被審人を過料100万円に処する。 手続費用は被審人の負担とする。 |

○ 再審査・行政訴訟事件一覧表

(1)

| | | |
|------|------------------------|--|
| 初審 | 事件番号 | 岐労委昭和 25 年(不)第 1 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 25 年 2 月 9 日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕 | 昭和 25 年 6 月 15 日 全部救済 解雇の理由が申立人(個人)の組合活動にあるとして、不当労働行為の成立を認め、解雇の撤回を命じた。 |
| 行政訴訟 | 事件番号 | 岐阜地裁昭和 25 年(行)第 7 号 |
| | 提起年月日 | 昭和 25 年 7 月 13 日 |
| | 原告 | 会社 |
| | 終結状況 〔判決内容〕 〔要旨〕 | 昭和 26 年 7 月 2 日 命令取消 審問手続を経ずに調査手続によって発せられた命令は手続違法とされ、その他の争点の判断を待つまでもなく、当委員会が発した命令は取消されるべきものとの判断が下された。 |

(2)

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 初審 | 事件番号 | 岐労委昭和 30 年(不)第 2 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 30 年 9 月 24 日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕 | 昭和 30 年 12 月 27 日 棄却 会社が、ユニオンショップ制を理由に申立人(個人)を解雇したことについて、会社が申立人の組合活動を嫌っての不当労働行為には該当しないと認定し、申立を棄却した。 |
| 再審査 | 事件番号 | 中労委昭和 31 年(不再)第 2 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 31 年 1 月 9 日 |
| | 申立人 | 労働者(1 名) |
| | 終結状況 〔概要〕 | 昭和 31 年 5 月 1 日 和解 申立人と会社との和解が成立し、復職。 |

(3)

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 初審 | 事件番号 | 岐労委昭和 53 年(不)第 2 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 53 年 7 月 22 日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕 | 昭和 54 年 10 月 24 日 一部救済 会社の共済会への加入を組合員に対してのみ拒否したことが支配介入であるとして、これを禁じ、退職者については棄却した。 |
| 再審査 | 事件番号 | 中労委昭和 54 年(不再)第 70 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 54 年 11 月 6 日 |
| | 申立人 | 会社 |
| | 終結状況 〔概要〕 | 昭和 55 年 7 月 14 日 取下げ 昭和 55 年 7 月 10 日の岐労委昭和 47 年(不)第 6 号事件の和解協議において、当再審査申立を直ちに取下げる旨の条項を含めた和解が成立。 |

(4)

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 初審 | 事件番号 | 岐労委昭和 57 年(不)第 1 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 57 年 8 月 27 日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要旨〕 | 昭和 60 年 5 月 31 日 一部救済 会社に対し、組合員へのトラック運送業務就労拒否による支配介入の禁止及び文書手交を内容とする一部救済命令を発出。 |
| 再審査 | 事件番号 | 中労委昭和 60 年(不再)第 24 号 |
| | 申立年月日 | 昭和 60 年 6 月 12 日 |
| | 申立人 | 会社 |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|---|
| 再 審 査 | 終結状況 | 昭和 63 年 6 月 24 日 却下 |
| | 〔 決定内容 〕 〔 要 旨 〕 | 当委員会が命令を発した前後から、支部組合員の脱退又は退社が続出し、支部組合員がいなくなったため、組合は「初審命令の履行を求めない」旨の上申書を提出。中労委は、組合が再審査被申立人たる地位を放棄したと認められ再審査手続を進める理由がなくなったとして、再審査申立を却下。 |
| 行 政 訴 訟 | 事件番号 | 東京地裁昭和 63 年(行ウ)第 83 号 |
| | 提起年月日 | 昭和 63 年 7 月 21 日 |
| | 原告 | 会社 |
| | 終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成元年 3 月 30 日 救済命令全部取消 東京地裁は、初審命令を取消し、組合の救済申立を却下すべきであったと判示。再審査の却下決定を取り消す判決がなされ、同判決は確定。 |
| の 再 開 再 審 査 | 事件番号 | 中労委平成元年(不再)第 49 号 |
| | 再開年月日 | 平成元年 4 月 5 日 |
| | 終結状況 〔 決定内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成元年 7 月 5 日 全部変更 上記確定判決の趣旨に従い、初審命令を取消し、初審救済申立を却下する決定を発して事件は終結。 |

(5)

| | | |
|------------------|-----------------------------|---|
| 初 審 | 事件番号 | 岐労委平成 8 年(不)第 1 号 |
| | 申立年月日 | 平成 8 年 9 月 12 日 |
| | 終結状況 〔 命令内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成 9 年 8 月 1 日 全部救済 賃上げ・一時金に関し、算定根拠や基準を説明しない等の不誠実団交が争われた事件で、会社に対し、誠実に団体交渉に応じること及び文書手交を命じた。 |
| 行 政 訴 訟 | 事件番号 | 岐阜地裁平成 9 年(行ウ)第 12 号 |
| | 提起年月日 | 平成 9 年 8 月 23 日 |
| | 原告 | 会社 |
| | 終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成 11 年 2 月 17 日 請求棄却 岐阜地裁は、地労委の決定を支持し、会社の請求を棄却した。(H11.3.4 確定) |

(6)

| | | |
|---------------|-----------------------------|---|
| 初 審 | 事件番号 | 岐労委平成 11 年(不)第 2 号 |
| | 申立年月日 | 平成 11 年 5 月 14 日 |
| | 終結状況 〔 命令内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成 12 年 8 月 31 日 全部救済 組合員 4 名に対する他の運転手と異なる取扱いを禁止し、時間外手当等について、その支給対象者の平均支給額に不足する額を支払うこと(バックペイ)及び文書手交を命じた。 |
| (第 一 審) | 事件番号 | 岐阜地裁平成 12 年(行ウ)第 17 号 |
| | 提起年月日 | 平成 12 年 9 月 21 日 |
| | 原告 | 会社 |
| | 終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成 14 年 8 月 7 日 救済命令の一部取消 岐阜地裁は、組合員 4 名のうち組合を脱退した 1 名に係る救済部分を取消した。 |
| (第 二 審) | 事件番号 | 名古屋高裁平成 14 年(行コ)第 54 号 |
| | 提起年月日 | 平成 14 年 8 月 20 日 |
| | 控訴人 | 会社 |
| | 終結状況 〔 判決内容 〕 〔 要 旨 〕 | 平成 15 年 6 月 27 日 請求棄却 名古屋高裁は、原判決を支持し、会社の請求を棄却した。(H15.7.12 確定) |

(7)

| | | |
|-------------|-------------------------|--|
| 初 審 | 事件番号 | 岐労委平成 24 年(不)第 2 号、第 4 号、平成 25 年(不)第 1 号 |
| | 申立年月日 | 平成 24 年 9 月 12 日 (24 不 2)、平成 24 年 11 月 5 日 (24 不 4)、平成 25 年 1 月 21 日 (25 不 1) |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕 | 平成 26 年 2 月 19 日 一部救済 (24 不 2)、棄却 (24 不 4 及び 25 不 1) 申立人の組合員が労働組合から脱退することを懲憑する記事を掲載した社内報第 3 号その他の文書を配布するなどの支配介入の禁止を命じた。 |
| 再 審 査 | 事件番号 | 中労委平成 26 年(不再)第 11 号 |
| | 申立年月日 | 平成 26 年 2 月 27 日 |
| | 申立人 | 組合 |
| | 終結状況 〔概 要〕 | 平成 27 年 12 月 17 日 一部変更 中労委は、第 2 回団交、第 7 回から第 9 回団交及び社内報第 2 号についても不当労働行為の成立を認め、文書手交及び掲示を命じた。 |

(8)

| | | |
|------------------|-------------------------|--|
| 初 審 | 事件番号 | 岐労委平成 30 年(不)第 1 号 |
| | 申立年月日 | 平成 30 年 7 月 17 日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕 | 令和 3 年 2 月 11 日 一部救済 組合員を不当に配置転換又は懲戒処分をすることによる組合活動への支配介入や不利益取扱いを禁止するとともに組合代表に対する懲戒処分がなかったものとして取り扱うこと及び文書手交を命じた。 |
| 行 政 訴 訟 | 事件番号 | 岐阜地裁令和 3 年(行ウ)第 2 号 |
| | 提起年月日 | 令和 3 年 3 月 11 日 |
| | 原告 | 会社 |
| | 終結状況 〔判決内容〕 〔要 旨〕 | 令和 4 年 9 月 30 日 請求棄却 岐阜地裁は、原判決を支持し、会社の請求を棄却した。(R4.10.19 確定) |

(9)

| | | |
|-------------|-------------------------|--|
| 初 審 | 事件番号 | 岐労委令和 2 年(不)第 1 号 |
| | 申立年月日 | 令和 2 年 4 月 17 日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕 | 令和 3 年 11 月 2 日 一部救済 労働協約について改訂に関する事項を交渉事項とする団体交渉が妥結するまでの間、改訂申入れ前と同様の取扱いをすること、同団体交渉には誠実に対応すること及び文書手交を命じた。 |
| 再 審 査 | 事件番号 | 中労委令和 3 年(不再)第 42 号 |
| | 申立年月日 | 令和 3 年 11 月 15 日 |
| | 申立人 | 会社 |
| | 終結状況 〔概 要〕 | 令和 5 年 2 月 13 日 和解 申立人と組合との和解が成立。 |

(10)

| | | |
|-------------|-------------------------|---|
| 初 審 | 事件番号 | 岐労委令和3年(不)第2号 |
| | 申立年月日 | 令和3年3月25日 |
| | 終結状況 〔命令内容〕 〔要 旨〕 | 令和5年9月1日 一部救済 会社に対し団体交渉に誠実に対応すること、組合との合意に基づき掲示板を設置・貸与すること及び文書手交を命じた。 |
| 再 審 査 | 事件番号 | 中労委令和5年(不再)第29号 |
| | 申立年月日 | 令和5年9月14日 |
| | 申立人 | 会社 |
| | 終結状況 〔概 要〕 | 令和6年4月26日 和解 申立人と組合との和解が成立。 |

○ 調整事件取扱一覧表

(単位:件)

| 区分 年次 | あっせん | | | | | | | 調停 | | | | | | | 仲裁 | | | | | | | 終結件数 合計 | | | |
|----------|----------|----------|------|----|----|-----|----|----------|----------|----------|------|----|----|----|-----|----------|------|----|----------|----------|----|------------|----|----------|----|
| | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | |
| | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | 打切 | 取下 | 不開始 | 小計 | | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | 打切 | 取下 | 不調 | 不開始 | | 移管 | 小計 | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | | 打切 | | 取下 |
| 昭和 21年 | | | 2 | 1 | 1 | | 4 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | 5 |
| 22 | | | 5 | 2 | 1 | | 8 | | | 2 | | 1 | 3 | | | 6 | | | | | | | | | 14 |
| 23 | | | 8 | 4 | 1 | | 13 | | | 3 | | | 6 | | | 9 | | | | | | | | | 22 |
| 24 | | | 3 | 6 | 3 | | 12 | | | 2 | | 2 | 1 | | | 5 | | | | | | | | | 17 |
| 25 | | | 1 | | | | 1 | | | 2 | | | | 1 | 3 | | | | | | | | | | 4 |
| 26 | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | | | | | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | 7 |
| 27 | | | 2 | 1 | 1 | | 4 | | | | 1 | | 1 | | | 2 | | | | | | | | | 6 |
| 28 | | | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 29 | | | 1 | 1 | | | 2 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | 3 |
| 30 | | | 4 | 1 | 1 | | 6 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | 7 |
| 31 | | | 1 | | 1 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 32 | | | 6 | | 5 | | 11 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | 12 |
| 33 | | | 2 | | 3 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 34 | | | 4 | 4 | 6 | | 14 | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 15 |
| 35 | | | 21 | 2 | 2 | | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 25 |
| 36 | | | 19 | 11 | 4 | | 34 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 35 |
| 37 | | | 1 | 1 | 2 | | 4 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 5 |
| 38 | | | 11 | 27 | 2 | | 40 | | | 10 | | | 1 | | | 11 | | | | | | | | | 51 |
| 39 | | | 4 | | 3 | | 7 | | | 1 | | | 1 | | | 2 | | | | | | | | | 9 |
| 40 | | | 12 | 10 | 7 | | 29 | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 30 |
| 41 | | | 31 | 30 | 9 | | 70 | | | 9 | | 2 | 1 | | | 12 | | | | | | | | | 82 |
| 42 | | | 7 | 5 | 8 | | 20 | | | 2 | | 1 | | | | 3 | | | | | | | | | 23 |
| 43 | | | 5 | 5 | 17 | | 27 | | | 1 | | 13 | 1 | | | 15 | | | | | | | | | 42 |
| 44 | | | 51 | 17 | 10 | | 78 | | | | 1 | 4 | | | | 5 | | | | | | | | | 83 |
| 45 | | | 3 | 6 | 33 | | 42 | | | 5 | | 1 | 2 | | | 8 | | | | | | | | | 50 |
| 46 | | | 20 | 26 | 11 | | 57 | | | 11 | | 7 | 1 | | | 19 | | | | | | | | | 76 |
| 47 | | | 13 | 13 | 10 | | 36 | | | 5 | 1 | 15 | | | | 21 | | | | | | | | | 57 |
| 48 | | | 18 | 22 | 29 | | 69 | | | 7 | | 8 | 3 | | | 18 | | | | | | | | | 87 |

| 区分 年次 | あっせん | | | | | | | 調停 | | | | | | | 仲裁 | | | | | | | 終結件数 合計 | | | |
|----------------|----------|----------|------|----|----|-----|----|----------|----------|----------|------|----|----|----|-----|----------|------|----|----------|----------|----|------------|----|----------|----|
| | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | |
| | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | 打切 | 取下 | 不開始 | 小計 | | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | 打切 | 取下 | 不調 | 不開始 | | 移管 | 小計 | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | | 打切 | | 取下 |
| 昭和49年 | | | 28 | 30 | 14 | | 72 | | | 5 | | 1 | | | | 6 | | | | | | | | | 78 |
| 50 | | | 6 | 12 | 30 | | 48 | | | 10 | | | 1 | | | 11 | | | 1 | | | | 1 | | 60 |
| 51 | | | 2 | 15 | 10 | | 27 | | | 2 | | 1 | 3 | | | 6 | | | 1 | | 2 | | 3 | | 36 |
| 52 | | | 3 | 2 | 7 | | 12 | | | | | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | 14 |
| 53 | | | 2 | 2 | 3 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| 54 | | | 2 | 1 | 5 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| 55 | | | 2 | | 11 | | 13 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 14 |
| 56 | | | 3 | 6 | 1 | | 10 | | | 1 | | 1 | | | | 2 | | | | | | | | | 12 |
| 57 | | | 2 | 2 | 6 | | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 10 |
| 58 | | | 1 | 4 | 1 | | 6 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | 7 |
| 59 | | | 1 | 2 | 3 | | 6 | | | | | 1 | 1 | | | 2 | | | | | | | | | 8 |
| 60 | | | 1 | 2 | 2 | | 5 | | | | 1 | | | 1 | | 2 | | | | | 1 | | 1 | | 8 |
| 61 | | | | 3 | 3 | | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 |
| 62 | | | | 2 | 6 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| 63 | | | | 2 | 1 | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 昭和64年 ・平成元年 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 2 | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 3 | | | 1 | | 1 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 4 | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 5 | | | | 1 | 3 | | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 6 | | | 1 | 2 | 5 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| 7 | | | 1 | 2 | 2 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 8 | | | 3 | 2 | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 9 | | | | 1 | 3 | | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 10 | | | 2 | 2 | 1 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 11 | | | 3 | 3 | 1 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| 12 | | | 4 | 2 | 1 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| 13 | | | 1 | | 2 | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |

| 区分 年次 | あっせん | | | | | | | 調停 | | | | | | | 仲裁 | | | | | | | 終結件数 合計 | | | |
|----------------|----------|----------|------|-----|-----|-----|------|----------|----------|----------|------|----|----|----|-----|----------|------|----|----------|----------|----|------------|----|----------|------|
| | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年 繰越 | |
| | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | 打切 | 取下 | 不開始 | 小計 | | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | 打切 | 取下 | 不調 | 不開始 | | 移管 | 小計 | 前年 繰越 | 新規 申請 | 解決 | | 打切 | | 取下 |
| 平成14年 | | | 2 | 1 | | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | |
| 15 | | | | 2 | 1 | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | |
| 16 | | | 1 | | 1 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 17 | | | 5 | | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 18 | | | 2 | 3 | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 19 | | | 1 | 5 | | | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | |
| 20 | | | 3 | 2 | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 21 | | | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 22 | | | 1 | 1 | | 2 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| 23 | | | 2 | 1 | | 1 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| 24 | | | 2 | | | 2 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| 25 | | | 3 | 2 | | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 26 | | | | | | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 27 | | | 2 | 1 | | 2 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 28 | | | | 2 | | 2 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| 29 | | | 1 | | | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | |
| 30 | | 1 | | | | | 0 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 平成31年 ・令和元年 | 1 | 7 | 1 | | | 4 | 5 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| 2 | 3 | 1 | 2 | | | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 1 | | | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 3 | 0 | 4 | | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 3 |
| 4 | 1 | 6 | 1 | 3 | | 1 | 5 | 2 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 5 |
| 5 | 2 | 1 | 2 | | | | 2 | 1 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 2 |
| 6 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | | 4 | 1 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 | 4 |
| 合計 | | | 364 | 321 | 299 | 23 | 1007 | | | | 82 | 7 | 63 | 28 | 1 | 1 | 182 | | | 2 | 0 | 3 | 1 | 6 | 1195 |

○ 個別的労使紛争あっせん取扱一覧表

(単位:件)

| | 取扱件数 | | 終結区分 | | | | | 翌年繰越 |
|------------------|------|------|------|----|----|-----|----|------|
| | 前年繰越 | 新規申出 | 解決 | 打切 | 取下 | 不開始 | 合計 | |
| 平成 13 年 | | | 2 | | | | 2 | |
| 14 | | | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 | |
| 15 | | | 1 | 1 | | | 2 | |
| 16 | | | | 3 | 1 | 1 | 5 | |
| 17 | | | 1 | 3 | 1 | | 5 | |
| 18 | | | 1 | 13 | | | 14 | |
| 19 | | | | | | | 0 | |
| 20 | | | | 1 | 2 | | 3 | |
| 21 | | | 2 | 1 | | | 3 | |
| 22 | | | 3 | | | | 3 | |
| 23 | | | 1 | | 1 | 1 | 3 | |
| 24 | | | | | | | 0 | |
| 25 | | | | | | 1 | 1 | |
| 26 | | | | | | 4 | 4 | |
| 27 | | | 1 | 1 | | 1 | 3 | |
| 28 | | | | | 1 | 4 | 5 | |
| 29 | | | | | 1 | | 1 | |
| 30 | 0 | 5 | | | | 4 | 4 | 1 |
| 平成 31 年 ・令和元年 | 1 | 3 | 2 | | | 1 | 3 | 1 |
| 2 | 1 | 3 | 1 | | | 3 | 4 | 0 |
| 3 | 0 | 4 | | 1 | | 3 | 4 | 0 |
| 4 | 0 | 2 | 1 | | | 1 | 2 | 0 |
| 5 | 0 | 1 | | | | | 0 | 1 |
| 6 | 1 | 2 | | 1 | | 1 | 2 | 1 |
| 合計 | | | 17 | 27 | 8 | 26 | 78 | |

○ 労働組合資格審査取扱一覧表

(単位:件)

| 区分 年次 | 取扱件数 | | | 適合 | | | | | 不適合 | 取下 打切 | 翌年 繰越 |
|------------------|----------|----------|-----|------------|----------|----------|-----|-----|-----|----------|----------|
| | 前年 繰越 | 新規 申請 | 計 | 不当労働 行為 | 委員 推薦 | 法人 登記 | その他 | 計 | | | |
| 昭和 21年 | 0 | 175 | 175 | (155) | | | | | 155 | (20) | |
| 22 | 0 | 270 | 270 | (270) | | | | | 270 | | |
| 23 | 0 | 343 | 343 | (331) | | | | | 331 | (12) | |
| 24 | 0 | 184 | 184 | 1 | 109 | 6 | 4 | 120 | | 64 | 0 |
| 25 | 0 | 116 | 116 | | 107 | 7 | 2 | 116 | | | 0 |
| 26 | 0 | 13 | 13 | 2 | 2 | 1 | 7 | 12 | | 1 | 0 |
| 27 | 0 | 109 | 109 | | 106 | 3 | | 109 | | | 0 |
| 28 | 0 | 72 | 72 | | 71 | 1 | | 72 | | | 0 |
| 29 | 0 | 96 | 96 | | 93 | 2 | | 95 | | 1 | 0 |
| 30 | 0 | 73 | 73 | | 73 | | | 73 | | | 0 |
| 31 | 0 | 158 | 158 | | 145 | | | 145 | | 13 | 0 |
| 32 | 0 | 179 | 179 | 3 | 165 | 2 | | 170 | 4 | 4 | 1 |
| 33 | 1 | 188 | 189 | 4 | 175 | 4 | | 183 | | 6 | 0 |
| 34 | 0 | 272 | 272 | 1 | 252 | 1 | | 254 | | 17 | 1 |
| 35 | 1 | 168 | 169 | | 162 | 1 | | 163 | | 5 | 1 |
| 36 | 1 | 151 | 152 | | 147 | 1 | | 148 | | 3 | 1 |
| 37 | 1 | 185 | 186 | | 174 | 6 | | 180 | | 6 | 0 |
| 38 | 0 | 224 | 224 | | 215 | 1 | | 216 | 4 | 4 | 0 |
| 39 | 0 | 201 | 201 | | 196 | 1 | | 197 | | 3 | 1 |
| 40 | 1 | 109 | 110 | | 104 | 3 | | 107 | | 3 | 0 |
| 41 | 0 | 120 | 120 | | 111 | 2 | | 113 | | 5 | 2 |
| 42 | 2 | 27 | 29 | | 21 | 3 | | 24 | | 5 | 0 |
| 43 | 0 | 13 | 13 | | | 4 | | 4 | | 4 | 5 |
| 44 | 5 | 24 | 29 | 1 | 22 | 3 | | 26 | | 1 | 2 |
| 45 | 2 | 8 | 10 | 1 | 3 | 4 | | 8 | | 2 | 0 |
| 46 | 0 | 19 | 19 | 1 | 18 | | | 19 | | | 0 |
| 47 | 0 | 2 | 2 | | | 1 | | 1 | | 1 | 0 |
| 48 | 0 | 36 | 36 | 6 | 27 | 3 | | 36 | | | 0 |
| 49 | 0 | 6 | 6 | 1 | | 3 | | 4 | | 2 | 0 |
| 50 | 0 | 45 | 45 | 3 | 40 | | | 43 | | 1 | 1 |
| 51 | 1 | 8 | 9 | | 3 | | | 3 | | 4 | 2 |
| 52 | 2 | 26 | 28 | | 26 | | | 26 | | 2 | 0 |
| 53 | 0 | 4 | 4 | | | 1 | | 1 | | | 3 |
| 54 | 3 | 31 | 34 | 1 | 28 | | | 29 | | 5 | 0 |
| 55 | 0 | 2 | 2 | | | | | 0 | | | 2 |
| 56 | 2 | 35 | 37 | 2 | 31 | 2 | | 35 | | | 2 |
| 57 | 2 | 4 | 6 | | | 2 | | 2 | | 3 | 1 |
| 58 | 1 | 29 | 30 | | 27 | | | 27 | | 2 | 1 |
| 59 | 1 | | 1 | | | | | 0 | | | 1 |
| 60 | 1 | 30 | 31 | 1 | 27 | | | 28 | | 1 | 2 |
| 61 | 2 | 8 | 10 | 1 | 5 | | | 6 | | 1 | 3 |
| 62 | 3 | 28 | 31 | | 22 | | | 22 | | 4 | 5 |
| 63 | 5 | 2 | 7 | 4 | | | | 4 | | 1 | 2 |
| 昭和 64年 ・平成 元年 | 2 | 20 | 22 | 2 | 20 | | | 22 | | | 0 |
| 2 | 0 | | 0 | | | | | 0 | | | 0 |
| 3 | 0 | 35 | 35 | | 34 | | 1 | 35 | | | 0 |
| 4 | 0 | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | | | 0 |
| 平成 5年 | 0 | 10 | 10 | | 9 | | | 9 | | | 1 |
| 6 | 1 | 4 | 5 | | | | | 0 | | 2 | 3 |
| 7 | 3 | 22 | 25 | | 19 | 3 | | 22 | | 3 | 0 |
| 8 | 0 | 2 | 2 | | | | | 0 | | | 2 |
| 9 | 2 | 11 | 13 | 1 | 11 | | | 12 | | 1 | 0 |
| 10 | 0 | | 0 | | | | | 0 | | | 0 |
| 11 | 0 | 10 | 10 | | 7 | | | 7 | | 2 | 1 |
| 12 | 1 | 2 | 3 | 1 | | 1 | | 2 | | | 1 |
| 13 | 1 | 6 | 7 | 2 | 5 | | | 7 | | | 0 |

| 年次 | 区分 | 取扱件数 | | | 適合 | | | | | 不適合 | 取下 打切 | 翌年 繰越 |
|----------------|----|----------|----------|------|------------|----------|----------|-----|------|------|----------|----------|
| | | 前年 繰越 | 新規 申請 | 計 | 不当労働 行為 | 委員 推薦 | 法人 登記 | その他 | 計 | | | |
| 14 | | 0 | | 0 | | | | | 0 | | | 0 |
| 15 | | 0 | 6 | 6 | | 5 | | | 5 | | 1 | 0 |
| 16 | | 0 | | 0 | | | | | 0 | | | 0 |
| 17 | | 0 | 8 | 8 | | 8 | | | 8 | | | 0 |
| 18 | | 0 | | 0 | | | | | 0 | | | 0 |
| 19 | | 0 | 8 | 8 | | 6 | | | 6 | | | 2 |
| 20 | | 2 | | 2 | | | | | 0 | | 2 | 0 |
| 21 | | 0 | 11 | 11 | | 8 | 1 | | 9 | | | 2 |
| 22 | | 2 | 2 | 4 | | | 1 | | 1 | | | 3 |
| 23 | | 3 | 10 | 13 | 2 | 6 | 1 | | 9 | | 4 | 0 |
| 24 | | 0 | 6 | 6 | | | | | 0 | | | 6 |
| 25 | | 6 | 14 | 20 | 5 | 12 | | | 17 | | 3 | 0 |
| 26 | | 0 | 3 | 3 | | | 1 | | 1 | | | 2 |
| 27 | | 2 | 7 | 9 | 1 | 4 | | | 5 | | 2 | 2 |
| 28 | | 2 | 4 | 6 | | | | | 0 | | 3 | 3 |
| 29 | | 3 | 9 | 12 | 1 | 6 | | | 7 | | 3 | 2 |
| 30 | | 2 | 2 | 4 | | | | | 0 | | 2 | 2 |
| 平成31年 ・令和元年 | | 2 | 6 | 8 | | 3 | | | 3 | | 1 | 4 |
| 2 | | 4 | 4 | 8 | 1 | | 1 | | 2 | | 4 | 2 |
| 3 | | 2 | 9 | 11 | 1 | 6 | | | 7 | | 2 | 2 |
| 4 | | 2 | 5 | 7 | | | 1 | | 1 | | 3 | 3 |
| 5 | | 3 | 8 | 11 | 1 | 3 | | | 4 | | 2 | 5 |
| 6 | | 5 | 6 | 11 | 1 | 3 | | | 4 | | 2 | 5 |
| 合 計 | | 87 | 4044 | 4131 | (756) | | | | 3783 | (32) | | 92 |
| | | | | | 52 | 2882 | 79 | 14 | | 8 | 216 | |

(注)1. 適合欄のその他の欄の昭和21～26年の間は、旧労組法に基づく組合設立届出に伴う資格審査及びあっせん、調停、仲裁のための資格審査の件数、平成3年のものは労働者供給事業に伴う資格審査である。

2. 昭和21～23年の適合欄、同21～24年の不適合欄及び取下・打切欄については区分が不明のため()で件数を示した。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鵜飼 などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を共に築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます
そして、

共

ふるさとへの愛着と誇りを胸に、
一人ひとりが輝く未来を共に築きます



労働委員会ミナモ

(平成 27 年 7 月作成)

岐阜県労働委員会年誌

令和 6 年 3 月発行

編集・発行 岐阜県労働委員会事務局

岐阜市藪田南2-1-1

TEL (058) 272-8790
